

全銀協SDGsレポート2020-2021



Contents

はじめに	4
全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目	6
全銀協の 2020 年度活動状況	10
1 SDGs/ESG に関する会員銀行の取組み状況の把握、意識向上に向けた取組みの実施	10
2 金融経済教育の推進・拡大	13
3 決済高度化、Fintech 等を通じた顧客利便性・安全性向上に資する取組み	17
4 TCFD 提言等、および脱炭素社会の実現等に向けた環境問題についての研究、対応	21
5 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATF への対応	25
6 ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応	27
7 地域経済の活性化、地方創生への取組み	30
8 高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	31



会員銀行の取組み 33

1 金融経済教育に関する取組み 34

5 高齢者等対応に関する取組み 42

2 環境に関する取組み 35

6 貧困問題に関する取組み 43

3 ダイバーシティ推進に関する取組み 40

7 地方創生に関する取組み 45

4 障がい者対応に関する取組み 41

8 SDGs の行内浸透に関する取組み 48

有識者コラム 49



はじめに

2020年、新型コロナウイルス感染症の世界的流行という、かつて経験したことのない事態で世界は一変し、各国で感染拡大抑止のための厳格な公衆衛生措置が採られた結果、家計や企業の経済活動が大きく制限され、わが国の経済も未曾有の落込みを経験しました。

そうした中、全銀協では、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題とし、店舗での感染拡大を防ぎつつ、生活に必要な不可欠な金融サービスを継続して提供するためのガイドライン等の策定、特別定額給付金をはじめとした給付金の迅速・確実な振込み、厳しい状況にあるお客さまへの融資、資金支援等に取り組んできました。

わが国を含む世界は、今なお新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面しています。銀行界としても、まずはこの難局を乗り切るべく、引き続き、金融サービスの提供を通じて取引先や社会をしっかりと支えていく所存です。

一方、全銀協では、このような状況にあっても将来の日本経済の姿を見据えた取組みも重要であるとの認識のもと、今年度を「イノベーションに取り組み、持続的成長と社会課題解決に貢献する1年」と位置づけ、SDGsの取組みを継続してきました。

今般、その活動実績等を「全銀協SDGsレポート2020-2021」として取りまとめました。

私達が抱える経済・社会課題は多岐に亘り、いずれも避けて通ることのできない課題です。様々な課題が国境・産業を超えて複雑に絡み合う中、金融仲介機能を通じてあらゆる産業との結節点となっている銀行に期待される役割は、ますます重要なものとなってきています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症や異常気象により、グリーンリカバリーの提唱や、わが国におけるカーボンニュートラル宣言など、気候変動という地球レベルの社会課題への関心が一層高まっています。この点でも、責任ある資金供給主体としてしっかりと貢献していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症、デジタルトランスフォーメーション（DX）、カーボンニュートラル…世界情勢や事業環境が目まぐるしく変化する中、社会の持続的発展と企業価値の向上を両立させるために、銀行界にはこれまでの常識に捉われず、時代の先を見据えた進化が求められています。

SDGsが目標達成を掲げる2030年まで残り10年足らずとなりました。

全銀協は、これからも社会のニーズを的確に捉え、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsの取組みにおいて、一層の着意醸成、理解促進等が進めば幸いです。

2021年3月
一般社団法人 全国銀行協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目

①経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟する全ての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しました。日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、2020年12月に「SDGsアクションプラン2021」が決定される等、取組みが進められています。

金融界では、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス））の課題を考慮してファイナンスを行うESG金融や、TCFD提言等を踏まえた情報開示に関する議論が活発化しています。

銀行界においては、これまでもお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、様々な取組みを行ってきたところですが、さらに中長期的な視点においてSDGsで掲げられている諸課題に対する取組みを強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連づけた取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら、具体的な取組みを推進してきました。

②SDGs 推進体制

SDGsの課題は非常に多岐に亘るとともに、中長期的に取り組むことが必要です。全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応を行うべく、全銀協は、2018年に企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しました。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案（P）、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制（D）とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに（C・A）、年次ベースで総括する（PDCAサイクルを回す）ことで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

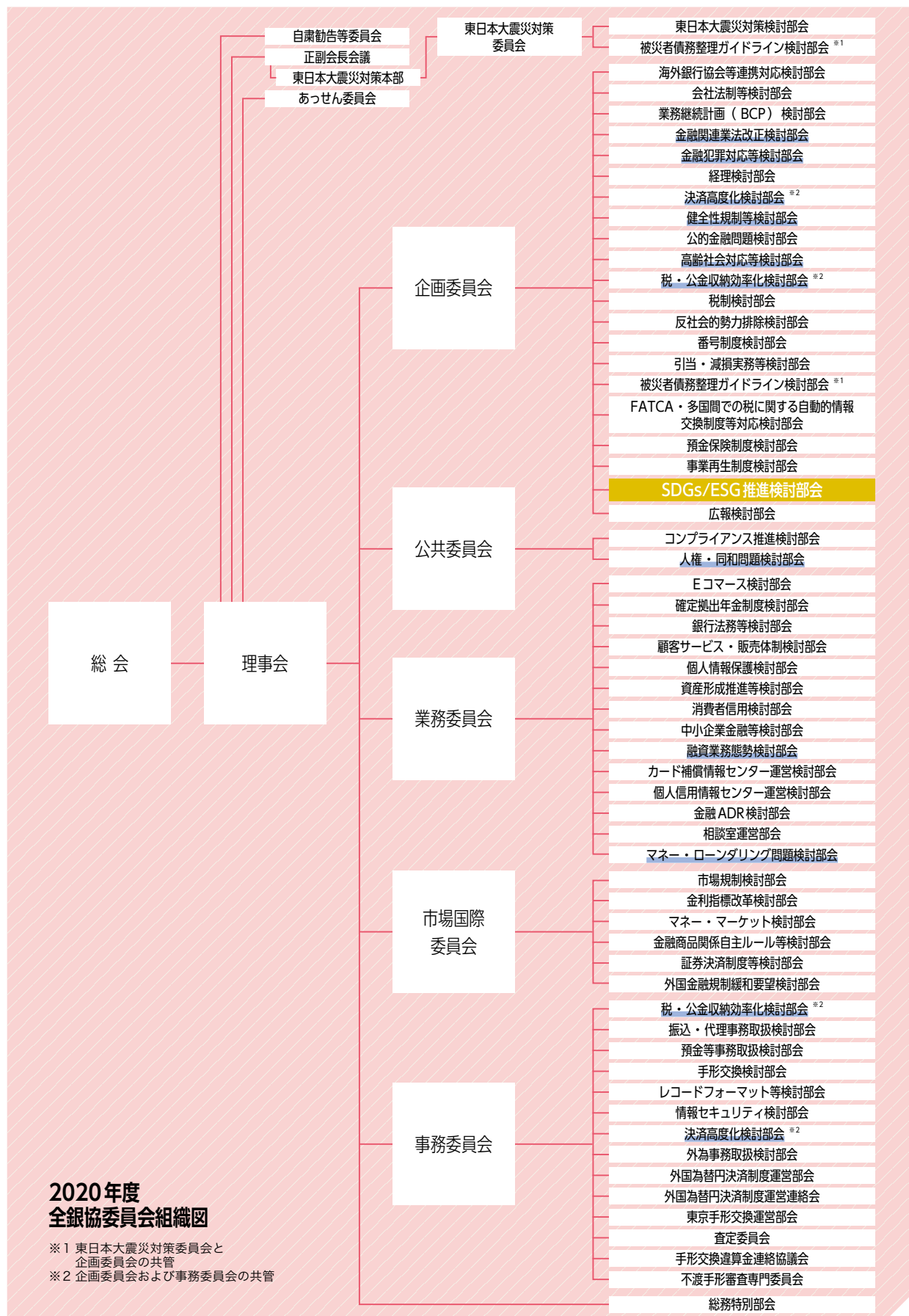
2020年度の推進体制は7頁のとおりです。

③全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において主な取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら具体的な取組みを進めてきました。2020年度の主な取組項目は8、9頁のとおりです。

2020年度 全銀協 SDGs 推進体制

※下線部は関連する検討部会



2020年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2020年度の具体的な取組み
1. SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組み状況 の把握、意識向上に 向けた取組みの実施 （共通） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会、健全性規制等検討部 会】	(1)全銀協としての取組み状況 の整理・確認	- SDGs/ESGに関するアンケート等の実施による会員銀行の取組み状況の把握・還元、公表 「全銀協SDGsレポート」の作成・公表
	(2)投融資ポリシー策定に関する 調査・研究等	環境、人権等に関する投融資ポリシー策定に関する国内外の事例等の調査・研究等の実施
	(3)SDGs/ESGに関連する国 内外の議論への対応	- 海外のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信、会員銀行への情報提供 - 国内のESG金融等に関する議論のフォロー・意見発信、会員銀行への情報提供
 2. 金融経済教育の 推進・拡大 （目標④） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会】	金融経済教育の推進・拡大	- 金融経済教育に係るアンケートの実施による会員銀行の取組み状況の把握・還元、公表 - 安定的な資産形成の促進を目的とした若年層に対する活動の強化（マス広告の実施） - どこでも出張講座の継続実施 - 会員銀行の取組拡充を目的とした、会員銀行向け研修会、教材の提供、子どもの貧困問題等の解決にも資する取組みの検討等
 3. 決済高度化、Fintech 等を通じた 顧客利便性・安全性 向上に資する取組み （目標⑨） 【担当：決済高度化検討部会、 税・公金収納効率化検討部 会】	(1)XML 電文への移行	全銀EDIシステムの認知度向上、金融EDIの利用促進に向けた活動の実施
	(2)全銀システムの高度化・銀 行振込の利便性向上に向け た取組み	- 次期全銀システムの構築に向けた検討の実施等 - 銀行振込の利便性向上に向けた取組みの実施等
	(3)オープン API 推進	「オープンAPIのあり方に関する検討会」における成果物に対する更新検討 - オープンAPIの導入に関する金融機関における取組の実態把握と必要に応じた会員銀行への情報提供
	(4)手形・小切手機能の電子化 に向けた取組みの推進	- 手形・小切手機能の電子化状況のモニタリングを実施するとともに、電子化促進策の実施状況等を確認し、「手形・小切手機能の電子化状況に関する報告書」の作成・公表 - 手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報等の実施
	(5)税・公金収納・支払の効率 化の検討	税・公金収納・支払の効率化に向けた周知・広報等活動の実施や、その他必要な活動の検討等
    4. TCFD提言等、および 脱炭素社会の実現等 に向けた環境問題に ついての研究、対応 （目標⑦、⑫、⑬、⑭） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会】	(1)TCFD 提言等を受けた取組 みに関する調査・研究等	TCFD 提言等に関する国内外の動向を踏まえ、調査・研究、意見発信および会員銀行への情報提供等の実施
	(2)気候変動問題等、環境問題 に関する取組みの実施	- 低炭素社会実行計画および循環型社会形成自主行動計画をはじめとする銀行界の各種取組みに関する進捗状況を把握するためのフォローアップ調査の継続実施(会員銀行の電力使用原単位、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率、長期温暖化対策、プラスチック関連目標、生物多様性等) および調査結果の還元 - エコ壁新聞コンクールの継続実施

課題（大項目）	課題（中項目）	2020年度の具体的な取組み
 5. 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応（目標⑯） 【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローンダリング問題検討部会】	(1)金融犯罪防止に向けた取組み (2)FATFへの対応	「インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関するアンケート調査」の継続実施 - 特殊詐欺等撲滅に向けた啓発活動の継続実施 - FATF 第4次相互審査結果を踏まえた対応の検討 - AML/CFT対策支援室を通じた会員銀行の態勢整備支援 - マネロン高度化官民連絡会等を通じた官民連携の強化 - 新しい顧客管理措置への対応に係る顧客向け広報活動の実施
 6. ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応（目標⑤、⑩） 【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG推進検討部会】	ジェンダー平等の推進等、人権に関する対応	- 人権講演会の開催、人権啓発標語の募集、表彰 - 人権研修テキストの作成、人権関係情報の会員銀行への発信等 - 各行の取組み事例の展開等
 7. 地域経済の活性化、地方創生への取組み（目標⑧） 【担当：融資業務態勢検討部会】	地方創生の取組み推進	- 各行の取組み事例の調査および対外的な情報発信の実施 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等を通じた情報収集および会員銀行への必要な情報還元等の実施
 8. 高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧） 【担当：高齢社会対応等検討部会、SDGs/ESG推進検討部会、金融関連業法改正検討部会】	高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進	- 認知症サポーター養成講座の継続実施 - 資産寿命延伸や成年後見制度等に関する高齢者向けの金融リテラシー教材の周知活動・継続配付の実施 - 関係省庁等での高齢社会における金融サービスのあり方の検討結果等を踏まえた銀行界における取組み等の把握・還元および会員銀行への情報提供 - 障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査の継続実施、公表 - 関係省庁等でのバリアフリーの取組みに関する議論のフォロー・意見発信、会員銀行への周知

全銀協の2020年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連づけた8つの主な取組項目を掲げ、2020年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2020年度の成果等を紹介します。

1

SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組み状況の把握、 意識向上に向けた取組みの実施



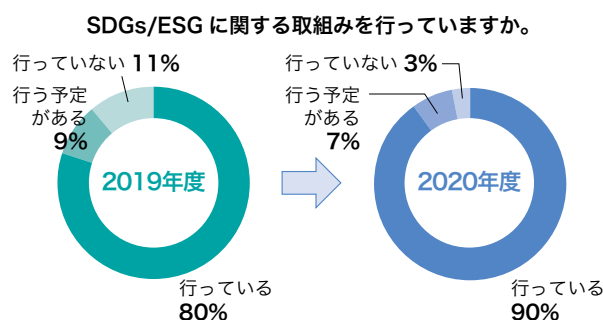
SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の意識醸成や理解促進を目指して、会員銀行の取組み状況の把握やSDGsに関する各種調査の実施や説明会の開催、会員銀行の取組み事例の紹介等を行っています。

① SDGs/ESGに関するアンケート調査

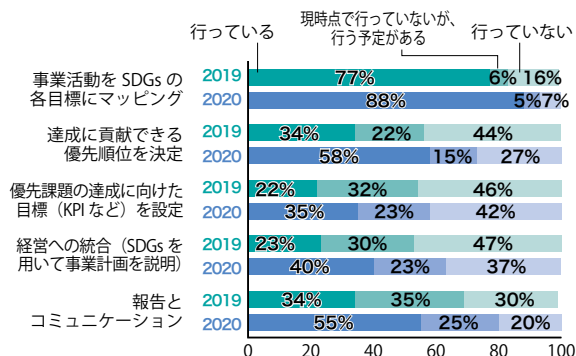
会員銀行の取組み状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の一層の取組み促進を目的として、正会員を対象にSDGsやESGに関する各行の取組みの実態を調査し、その集計結果を還元しています。2020年度の調査（2020年6月末時点）では117行から回答があり、SDGs/ESGに関する取組みを行っている会員銀行の割合が90%（2019年度は80%）と増加しました。会員銀行のさらなる取組みを支援するため、今後も継続的にアンケート調査を実施する予定です。

2020年度アンケート結果（概要）※2020年6月末時点

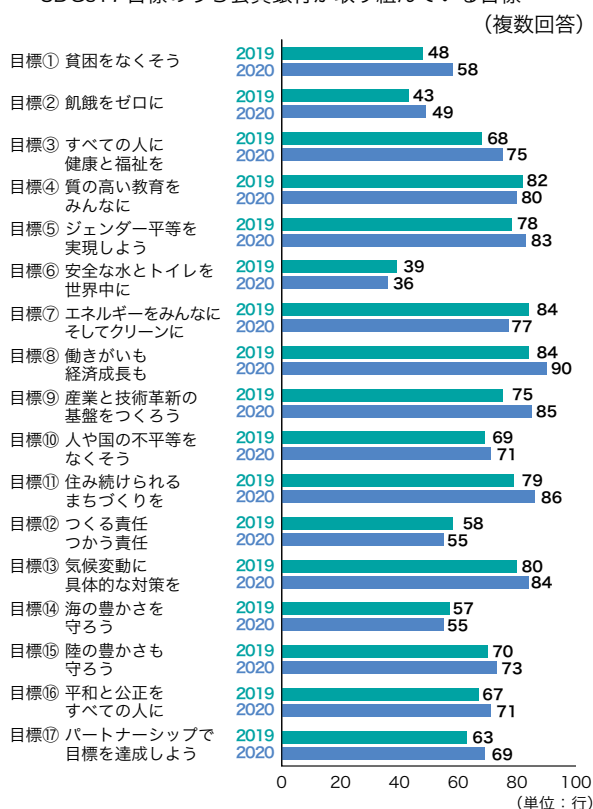
- 回答があった117行中105行（90%）がSDGs/ESGに関する取組みを行っており、行う予定があると回答したのは8行（7%）でした。



- SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの状況



- SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標



②全銀協 SDGs レポートの発行

SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点を踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め、自主的取組みの推進を一層支援することを目的として、2018年度から「全銀協 SDGs レポート」を発行しています。また、日本の銀行界の取組みを広く世界に周知できるよう英語版「JBA SDGs Report」も作成・公表しています。

今年度の本レポートでは、全銀協の2020年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組み事例、有識者のコラム等を掲載しています。

③投融資ポリシー策定に関する研究・調査等

社会的課題解決に向けて銀行界に期待される役割・責任はますます大きなものになっており、特定業種・セクターに対する投融資ポリシーを策定し、実行する動きが広がっています。こうした背景を踏まえ、全銀協では、2018年度から年次で投融資ポリシーの国内外の事例等について調査し、報告書を取りまとめてきました。

2020年度も引き続き、会員銀行が投融資ポリシーを策定するに当たっての参考となるよう、国内外の金融機関における具体的な進捗状況をフォローアップし、その結果を報告書「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融資ポリシー策定に関する調査」として取りまとめました。

【2020年度投融資ポリシー策定に関する調査の概要】

わが国銀行における投融資ポリシーの事例（概要）

- ・昨年度と比較し、**すべての対象セクターで投融資ポリシーの策定・開示の事例が増加**。
- ・すでに策定・開示を行っている銀行においても、**石炭火力発電所向けの貸出金残高に関し、年限を設けた削減目標を設定し、最終的にはゼロにするなどの内容の見直しを行い、取組みを強化**。
- ・低炭素社会への移行支援のため、再生可能エネルギー事業等への積極的なファイナンスに係る目標の設定・公表事例も。

左記事例から窺われた実務上の留意点

- ・自行の認識している課題と目指すべきゴールを投融資ポリシーに反映し、**ステークホルダーとの対話を通じて、取組みの強化や対象セクターの拡大等の継続的な見直しが重要**。
- ・環境・社会への課題に対し、**年限を設けた目標を設定することも重要**。
- ・環境・社会への**ポジティブ・インパクトの創出も投融資ポリシーの策定における重要な視点**。

④ SDGs/ESGに関連する国内外の議論への対応

全銀協は、SDGs/ESGに関する会員銀行の意識向上に向けた取組みの一環として、近年関心が高まっている国内外のサステナブルファイナンス[※]に関する議論についてフォローし、意見発信を行っています。

とりわけ、近年の大規模な自然災害、本邦政府の2050年までのカーボンニュートラル宣言、コロナ後を見据えた世界各国におけるグリーンリカバリーの提唱等、気候変動という地球レベルの社会課題への対応は銀行界にとっても重要な課題となっています。

そうした中、ファイナンスの分野において、単にグリーンか否かの分類に止まらず、温室効果ガス排出削減の改善幅や移行の観点を踏まえて評価するトランジションファイナンスなどの議論が国内外で始まっており、銀行界として一層貢献するべく、こうした議論をフォローし、適時適切に意見発信を行うこととしています。

また、国内外のサステナブルファイナンスについて、銀行経営や規制・監督とも切り離すことのできない課題となりつつあることから、後掲のとおり、気候変動問題に関するトップ・マネジメントセミナー（役員向けセミナー）や会員銀行向け説明会を開催するなど会員銀行の意識や取組みの向上を支援しています。

※サステナブルファイナンス

持続可能な社会の実現やSDGsの達成に貢献する金融サービスのこと。一部邦銀では具体的な目標金額を設定し実施に取り組んでいる。

● 海外のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

欧州当局において議論されているサステナブルファイナンスに関するアクションプランやEUタクソノミに関するパブリックコメント等に対して、邦銀のグローバルレベルでの戦略に長期にわたって影響し得ることを踏まえ、全銀協意見を提出しました。

また、IFRS財団におけるサステナビリティ基準審議会の設置に関するパブリックコメントに対して、IFRS対応方針協議会^{※1}への議論にオブザーバーとして参加し、同協議会の意見の取りまとめに関与したほか、全銀協としても同設置について歓迎する等の意見を提出しました。

このほか、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）^{※2}からのパブリックコメントにも全銀協意見を提出するなど、積極的な意見発信を行いました。

※1 IFRS対応方針協議会

2011年10月、IASBによる金融危機以降の作業計画に対する意見発信を契機に「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」として発足し、2013年9月に「IFRS対応協議会」に改組。以降、IFRSに関連するわが国の市場関係者の意見の集約等を目的とした活動を実施。発足時から、財務会計基準機構（FASIF）、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省、金融庁が参加。

※2 TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月、金融安定理事会（FSB）は民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures（TCFD））を設立し、金融セクターが気候変動問題をどう考慮すべきか等について検討を開始。2017年6月、TCFDは、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした最終報告書を公表。

● 国内のESG金融等に関する議論のフォロー・意見発信等

環境省「ESG金融ハイレベル・パネル」に全銀協から出席し、間接金融の担い手として国内外のESG金融に貢献していくこと等を発言しました。また、全銀協会長（当時）が設立発起人となり2015年に設立された「TCFDコンソーシアム」の議論にも積極的に関与し、「TCFDガイダンス2.0」の一部内容である銀行向けガイダンスの策定に取り組みしました。このほか、経済産業省等は「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」、金融庁は「サステナブルファイナンス有識者会議」をそれぞれ設置したことから、いずれの会合にも全銀協は参加し、積極的な意見発信を行いました。

2 金融経済教育の推進・拡大



全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」および「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4. 質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。

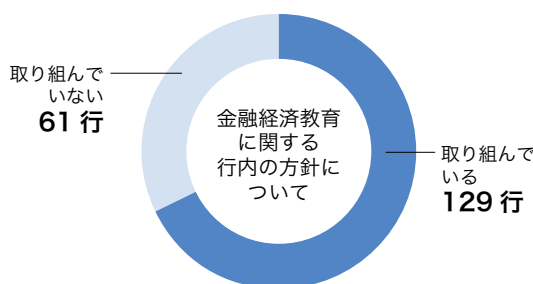
このため、金融経済教育活動をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に取組みを推進・拡充していくこととしています。

① 金融経済教育に関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組み状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査（2019年度実績）を行いました。190行から回答があり、取組事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

2020年度アンケート調査の結果（概要）※2019年度実績

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった190行中129行（68%）（正会員においては、117行中115行（98%））が金融経済教育を実施しています。
- 金融経済教育の具体的活動別の2019年度の実施状況（実施行数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約32.8万人に対して実施された結果になりました。



	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー・講座等	イベント	インターンシップ	合計
実施行数	81	99	43	67	80	96	—
合計回数	3,155	1,926	558	9,910	645	1,367	17,561
合計人数	83,003	22,986	46,285	103,697	27,507	41,399	327,877

- 金融経済教育活動における事例として以下の回答（抜粋）がありました。
 - 親と暮らせない子どもを育てる里親家庭向けのお金の教育講座（里子のお金の使い方に課題があるなどの場合に実施する児童相談所による研修の一環に組み込み）
 - 『夏休み学習教室「つくってみよう！ 自分の未来図」』（グループ毎に、将来の夢やそのために必要なお金のこと等、大学生と一緒に考えライフプラン表をつくり発表）
- その他、新型コロナウイルス感染拡大等による新規取組・今後の課題として、主に以下の回答がありました。（新規取組）
 - 動画配信の実施、既存のコンテンツの活用・周知、オンライン講義の実施等（今後の課題）
 - 非対面での金融経済教育の提供のあり方、ウェブコンテンツの拡充、オンライン講義等のチャネルの強化等

②金融経済教育広報活動

超高齢化社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてiDeCoやつみたてNISAなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組を重要課題の一つと捉え、資産形成の必要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、大学生、若年社会人等をターゲット層に設定し、パソコンやスマートフォン、タブレット等がターゲット層の主な接触ポイントになっていることや、昨今のデジタル化の進展等を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなどの媒体を活用しながら、訴求力のある著名人等を起用した広告戦略を展開してきました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による家計の悪化等により計画的な家計管理の重要性があらためて浮き彫りになったことを踏まえ、2021年1月～3月末にかけて、声優の櫻井孝宏氏および水瀬いのり氏を起用し、特設サイトや動画を通じて「家計管理」を基礎とした「資産形成」の重要性を若年層に訴える広報活動を実施しました。



全銀協ウェブサイト



③どこでも出張講座

2003年以降、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などの学校や主催者からの依頼に応じて全銀協役職員等を講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。

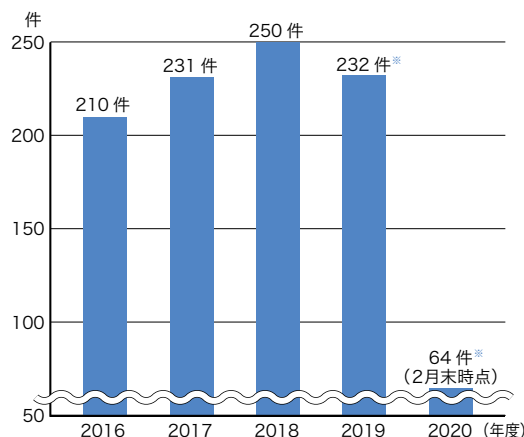
2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた緊急事態宣言の発令等を踏まえ2020年5月末まで実施を見送り、緊急事態宣言が解除された6月以降、原則として非対面（オンライン等）による講義を行いました（2021年2月末時点64件実施）。

取り扱うテーマは依頼者の希望等を踏まえて設定しますが、主なものは以下のとおりです。

対象層と主なテーマ

対象層	主なテーマ
	銀行のしごと
中学・高校生	生活設計・マネープランゲーム
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について

過去5年間の件数推移



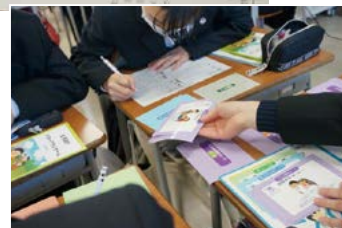
※2019年度および2020年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送り。

④金融経済教育研究指定校制度・高校生による特殊詐欺防止啓発活動

「金融経済教育研究指定校制度」は、金融経済教育に積極的に取り組む中学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組みとして2010年度にスタートしました。2012年度以降は、金融経済教育の普及について各地教育委員会により深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトにて授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2020年度は、群馬県、大阪市の各教育委員会と連携のうえ、群馬県立伊勢崎高等学校、群馬県立太田女子高等学校、大阪市立東高等学校を研究指定校に指定し、家計管理、ライフプラン、ローン・クレジット、多重債務等をテーマに授業を実施しました。



研究指定校での授業の様

金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2010	—	神奈川県立相模原総合高校、筑波大学附属坂戸高校、横浜市立市ヶ尾中学校、春日部市立豊春中学校、東京都立校修館中等教育学校
2011	—	大阪府立校岡樟風高校、浜松市立庄内中学校、春日市立春日北中学校
2012	香川県 神戸市 川崎市	香川県立高松商業高校、同観音寺中央高校 神戸市立原田中学校、同湊翔楠中学校 川崎市立商業高校、同菅生中学校
2013	千葉県 名古屋市	千葉県立佐倉東高校、同安房高校 名古屋市立名古屋商業高校、同城山中学校
2014	埼玉県 相模原市	埼玉県立羽生実業高校、同所沢商業高校 相模原市立上溝中学校、同旭中学校
2015	京都府 岡山県 京都市	京都府立洛水高校、同東稜高校 岡山県立勝山高校 京都市立栗陵中学校
2016	千葉市 浜松市 福岡市	千葉市立幸町第一中学校、同蘇我中学校 浜松市立高台中学校 福岡市立友泉中学校
2017	神奈川県 静岡県 広島県	神奈川県立新城高校、同湘南台高校 静岡県立静岡商業高校、同焼津中央高校 広島県立尾道商業高校、同広高校
2018	兵庫県	兵庫県立北条高校、同姫路商業高校
2019	茨城県 さいたま市 広島市	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 さいたま市立浦和中学校・高等学校 広島市立可部中学校
2020	群馬県 大阪市	群馬県立伊勢崎高等学校、群馬県立太田女子高等学校 大阪市立東高等学校

啓発グッズ配布の様子



贈呈式の様子

「高校生による特殊詐欺防止啓発活動」は、生徒自身が「特殊詐欺の被害が身近なところで起きている問題であることを認識し、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「特殊詐欺防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「特殊詐欺防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校の家庭科で学ぶ内容の1つとして学習指導要領に位置づけられている「学校家庭クラブ」等の枠組みを活用した取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイスや資料提供などのサポートを行っています。

2020年度は、群馬県立館林女子高校に活動を委嘱し、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を講じたうえで、地元警察署と連携して地域金融機関におけるパトロール活動を実施するほか、啓発グッズ制作・配布等を行いました。また、本活動について、地元警察から感謝状が贈呈されました。

⑤ 各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきました。「金融リテラシーマップ」※の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領、人生100年時代を見据えた資産形成・管理など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成しています。

※金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議においてとりまとめられ、2014年6月に公表（その後2015年6月一部改訂）。

2020年度は以下のような教材を配布しました（（ ）内は主な対象層）。

2020年度の主な配布教材

- ・はじめてのお金の時間（中学生）
- ・大好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- ・生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- ・シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- ・金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- ・動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- ・銀行の金融商品・サービス（社会人）
- ・金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- ・人生100年時代 始めようお金の準備（高齢者）
- ・これで安心！ 金融商品のご案内（高齢者）



また、学校教育現場での活用について好評いただいている「生活設計・マネープランゲーム」について、新たに教員向けレクチャー動画を作成しました。

3

決済高度化、Fintech等を通じた 顧客利便性・安全性向上に資する取組み



銀行は、現金で清算することが困難な、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」であり、わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協および一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という）が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う全国銀行内国為替制度（全銀システム）、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（手形交換所）の3つがあります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものと言えます。

あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

① XML電文への移行

2015年12月、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」において、企業間の国内送金指図（振込データ）で使用する電文方式について、「2020年までに、現行の固定長電文を廃止し、情報量や情報の互換性等の点で優れているXML電文に移行する」ことが提言されました。それを踏まえ、2016年2月以降、金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁などをメンバーとする「XML電文への移行に関する検討会」において具体化に向けた検討に着手しました。同年12月、その検討結果を受けて、全銀協および全銀ネットは、銀行界が提供する新たな決済インフラとして、「ZEDI（全銀EDIシステム）」の構築を決定し、予定どおり2018年12月にサービスを開始しました。

ZEDIは、従来の振込電文よりも情報項目を柔軟に設定することのできるXML電文フォーマットを採用したプラットフォームであり、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することが可能となります。これにより、どの取引に対する支払いなのか、振込金額の内容が分かるようになり、受取企業側での売掛金の回収確認（消込処理）の効率化、さらに支払企業側にとっても問い合わせ対応の負担軽減に繋がり、経理業務を効率化することができるようになります。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、決済高度化ポータルサイト（<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/>）を中心としたオンラインによる周知広報活動を実施しました。

具体的には、2020年7月に、経理業務の電子化が新型コロナウイルス感染症対策に有効であることを訴求すべく、決済高度化ポータルサイトの内容を一部更新したほか、2020年11月および2021年2月には、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という）との共催によるオンラインセミナー「決済・経理業務の電子化に向けた取組み」（後援：金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所）を合計8回開催しました。

また、2021年2月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」に設定し、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」と併せて、ZEDIをはじめとする銀行サービスを集中的に訴求するなど、企業に対する情報発信を強化しました。

全銀ネットにおいても、全銀協の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と連動して、中小企業共通EDIを所管する「つなぐITコンソーシアム」の協力をいただき、受発注から決済までの一貫した電子化を訴求する雑誌広告を出稿しました（週刊東洋経済：2021年2月15日号、PRESIDENT：3月5日号掲載）。

全銀協は引き続き、XML電文への移行およびZEDIの利用拡大に向けた取組みを継続していきます。



雑誌広告

②全銀システムの高度化・銀行振込の利便性向上に向けた取組み

全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2021年2月末現在の加盟銀行数：1,192行）（以下「加盟銀行」という）の間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

全銀システムの特長としては、1973年の稼働開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない安全性・信頼性、国内のほぼ全ての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼働開始当初から世界に先駆けて即時入金（平日8時30分から15時30分）を実現した先進性が挙げられます。

全銀協の関係法人である全銀ネットは、情報技術の発展や経済活動の多様化等に伴い、平日日中以外の時間帯、すなわち平日夜間や土日祝日においても銀行への即時入金ニーズが増加していることを踏まえ、平日日中帯に対応した従来の全銀システム（コアタイムシステム）とは別に、平日夜間や土日祝日に対応した「モアタイムシステム」を、2018年10月9日から稼働しました。これにより、わが国においても、銀行振込の24時間365日化が実現しました。

2021年2月末現在、モアタイムシステムの参加金融機関は、加盟銀行の97%を超える1,166行まで増加し、国内ほぼ全ての金融機関において24時間365日の即時入金が可能[※]となっています。また、取扱件数も稼働開始以降増加を続けており、2019年12月には初めて月間1,000万件を突破しました。全銀ネットとしても、モアタイムシステム等のさらなる利用を促すため、広く一般に全銀システムへの理解を深めていただくことを目的とした紹介動画を作成し、2020年12月に公表しました。

加えて、国を挙げたキャッシュレス化の取組みや少額決済を中心とした新たなサービスの展開等、わが国の決済・送金システムを取り巻く環境の大きな変化を背景に、全銀システムを通じ、銀行やFintechによる決済サービスのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保や、利便性の高い個人間送金サービス等を実現していくことへの期待が日々高まりつつあります。

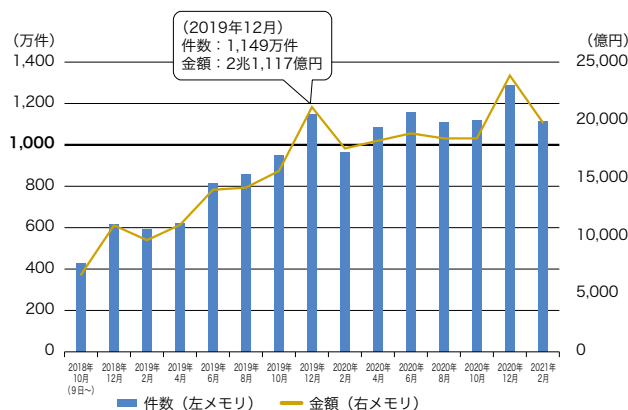
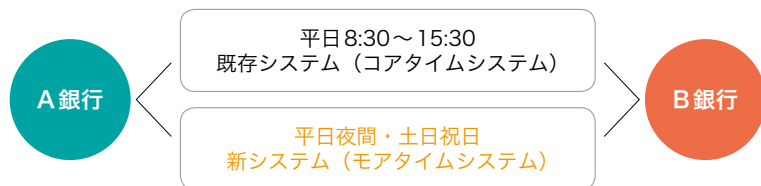
こうした状況を踏まえ、全銀ネットは2020年5月に、銀行や当局のほか、学識者や決済業種関係団体、システム関連事業者等もメンバーとする「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」を設置しました。

本タスクフォースにおいて、わが国資金決済システムの高度化・効率化に向けて、全銀システムが将来目指すべき姿について検討を深め、検討の結果等を取りまとめた報告書を2021年1月に公表しました。

全銀ネットは、全銀協と連携しつつ、引き続き、お客さまのニーズを踏まえて、全銀システムの高度化や、銀行振込の利便性向上に向けて取り組んでいきます。

[※]参加金融機関同士とともにモアタイムシステムに接続している時間帯に限る。

全銀システム構成図



モアタイムシステムの月間取扱件数・金額の推移（決済日ベース）



全銀システム等の紹介動画

③オープンAPI推進

API (Application Programming Interface) とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指します。このうち、他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれており、わが国銀行界においても、オープンAPIの取組みが進んでいます。

こうした状況を踏まえ、2016年に、全銀協が事務局となって、銀行界、IT事業者、Fintech企業、学識経験者、弁護士、関係当局等をメンバーとする「オープンAPIのあり方に関する検討会」(以下「API検討会」という)を設置しました。

API検討会では、2017年7月にオープンAPIの活用促進に向けた官民連携のイニシアティブである「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」が、また、2018年12月に銀行と電子決済等代行業者でAPI接続を行うに当たっての契約条文案例である「銀行法に基づくAPI利用契約の条文案例(初版)」が取りまとめられました。

2019年7月には銀行と電子決済等代行業者の連携・協働の推進を目的とした、また同年12月には電子決済等代行業者との契約締結に係る課題に対する銀行の対応力強化を目的とした説明会を開催しました。なお、その後の新型コロナウイルス感染症の影響により、当該契約の締結期限は2020年5月末から同年9月末に延長されました。

また、2020年7月に電子決済等代行業者協会主催の「銀行API合同交流会」に参加し、銀行および電子決済等代行業者におけるオープンAPIの取組みについて、当局を交えて情報交換を行いました。あわせて、会員銀行の状況のフォローアップ等を通じて、オープンAPI導入に関する実態把握と必要に応じた会員銀行への情報提供を継続的にを行っています。

④手形・小切手機能の電子化に向けた取組みの推進

手形・小切手機能の電子化は、政府の「未来投資戦略2017」に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足へのさらなる対応の観点から、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」において2017年12月から2018年12月にかけて検討が行われ、「(国内の取引に関わる手形・小切手の) 全面的な電子化を視野に入れつつ、(2019年から2023年までの) 5年間で全国手形交換枚数(手形・小切手・その他証券の合計)の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」と提言した報告書が公表されました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、金融庁の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」や中小企業庁の「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」の議論に積極的に関与しました。また、2020年7月には、決済高度化ポータルサイトの内容を一部更新したほか、2020年11月および2021年2月には、「でんさいネット」との共同開催によるオンラインセミナー「決済・経理業務の電子化に向けた取組み」(後援: 金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所)を合計8回開催しました。

また、全銀協の関係法人であるでんさいネットにおいても、参加金融機関と一体となって、手形から電子記録債権(でんさい)への移行を推進すべく、企業に対する利用促進活動を実施しています。

具体的には、2020年7月にでんさい利用者向けのオンラインセミナーを開催したほか、「でんさいセミナー動画」(同社主催のセミナーで説明している内容を収録)を制作し、同社のウェブサイトおよびYouTubeに掲載しました。また、2021年2月を「でんさい推進強化月間」と位置づけ、全銀協の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と併せて、企業向けの電子化推進DMを送付するなど周知広報活動を行いました。

2021年3月には、会員銀行や全銀協、でんさいネットにおけるこうした手形・小切手機能の電子化に向けた取組状況等について取りまとめた「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」を公表予定です(2月末時点)。



リーフレット



⑤税・公金収納・支払の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口を持参して現金で支払うことが多く行われていますが、紙や現金を処理するには多くの時間と手間を必要とします。「税・公金収納・支払の効率化」とは、こうした一連の手続きを電子化することで、納付者・行政機関・金融機関にとって負担となっていた時間や手間をなくしていく取組みです。

政府の「未来投資戦略2017」において、「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」が掲げられたこと等も踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みの中で短期的に足元から取り組めることがないか、さらには、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、官民で意見交換等を行うため、2017年3月に全銀協が事務局となって「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」という）を設置して検討を進め、2019年3月に、本勉強会において「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」を取りまとめました。

この調査レポートにおいて取りまとめた中長期的な姿を見据えた取組みについては、2019年6月に、テーマに応じたワーキング・グループ（「効率化ワーキング・グループ」・「電子化ワーキング・グループ」）を設置して引き続き検討を進め、2020年3月に、ワーキング・グループにおける2019年度検討成果として、本勉強会において調査レポートを取りまとめ、公表しました。

2020年度は、2019年度の調査レポートにおいて取りまとめられた事項について、関係者と協議し、税・公金収納の効率化・電子化に向けた検討を進めました。

また、2020年には新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大防止の観点からも、紙や現金を対面で授受する現在の納付方法を見直し、これを電子化することの重要性が一層高まったことも踏まえ、早期に税・公金収納の効率化・電子化が図られるよう、引き続き、取組みを進めていきます。

4

TCFD 提言等、および
脱炭素社会の実現等に向けた
環境問題についての研究、対応

全銀協はこれまで、①日本経済団体連合会の「低炭素社会実行計画」や「循環型社会形成自主行動計画」への参加・目標設定、②会員銀行の役職員を対象とする「行動憲章」における本業を通じた環境問題への貢献の重要性の明記、③会員銀行の環境事業活動や銀行に期待される役割等について調査した政策提言レポートの公表、環境金融シンポジウムや会員向け環境講演会などの実施、④会員銀行の環境に関する取組みを集約・公表する「全国銀行ecoマップ」の制作、などを通じ、会員銀行等の環境問題への取組みを推進・支援してきました。

近時、異常気象に起因する相次ぐ災害の発生やパリ協定の発効、TCFDによる最終報告書の公表、本邦の2050年カーボンニュートラル宣言等、気候変動問題を巡る情勢はめまぐるしく変化しています。また、海洋プラスチックごみによる環境汚染や生物多様性の保全も世界的な課題となっています。こうした背景等を踏まえ、SDGsの目標「12. つくる責任つかう責任」「13. 気候変動に具体的な対策を」「14. 海の豊かさを守ろう」の達成に資するよう、従来の取組みの継続に加えて、会員銀行が新たな変化に対応することを一層推進・支援することとしています。

① 気候変動問題に関するトップ・マネジメントセミナーおよび説明会

気候変動への対応が喫緊の課題となる中、わが国においても「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月閣議決定）および「成長戦略フォローアップ」（2020年7月閣議決定）等にもとづき、脱炭素社会の実現に向けた施策が進められています。

2020年10月には、経営層向けのセミナー（実開催およびウェブによるハイブリッド型）を開催し、小泉環境大臣からビデオメッセージを頂戴するとともに、東京大学・高村教授から「気候変動に関する最近の動向と金融業界への期待」、環境省から「環境省のESG金融に向けた取り組み」、金融庁から「NGFSの動向と邦銀の課題」をテーマに講演を行い、参加した銀行役員による意見交換も実施しました。

また、2021年3月には、全会員銀行向けに説明会（ウェブ）を開催し、経済産業省から「我が国の気候変動に関するファイナンス戦略と邦銀への期待」、三菱UFJ銀行から「MUFGの気候変動への取り組み」、横浜銀行から「横浜銀行における気候変動問題への取り組み」をテーマに講演を行いました。



トップ・マネジメントセミナーの様子

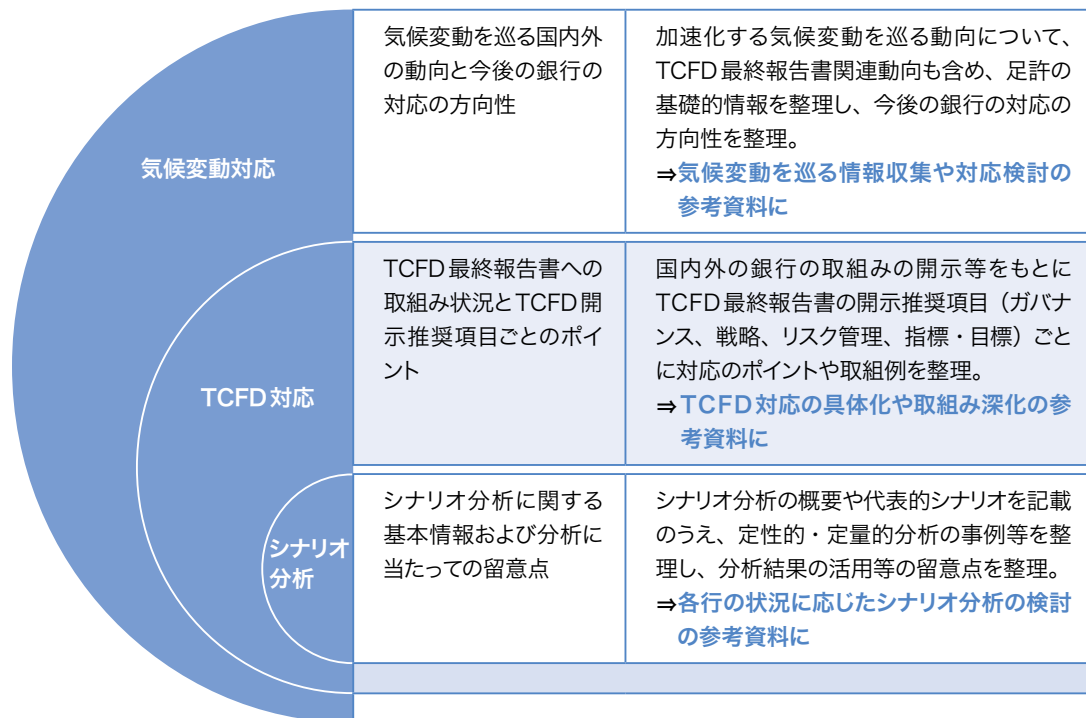
② TCFD 最終報告書を受けた取組みに関する調査

近年、気候変動問題に伴うリスクは、景気変動、市場変動、サイバー攻撃等と同様に、銀行におけるリスク管理において看過できないリスク要素の1つとなっています。

全銀協では、2018年度から年次で、TCFD最終報告書にもとづく情報開示が求められる背景や規制当局等における動向等を整理した報告書を作成し、会員銀行に還元してきました。2020年度は、加速化する気候変動を巡る国内外の動向を踏まえ、会員銀行による具体的な検討に資するよう、TCFD最終報告書の開示推奨項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標、シナリオ分析）への対応のポイント等を示した報告書「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融资ポリシー策定に関する調査」を取りまとめました。本年度はTCFDに賛同する銀行数およびその開示状況ともに進展が見られ、引き続きさらなる発展が期待される状況となっています。

【2020年度TCFD最終報告書を受けた取組みに関する調査の概要】

<構成と狙い>



<邦銀のTCFD開示状況>

■ TCFD開示推奨項目のうち、TCFD開示行において特に取組み・開示が進んでいるのは下表の4つの事項。

ガバナンス	・ リスクと機会に関する取締役会による監督 ・ リスクと機会の評価と管理における経営陣の役割
戦略	・ リスクと機会が事業、戦略、財務計画策定に及ぼす影響
指標と目標	・ スコープ1（直接排出）、スコープ2（間接排出）、適切な場合にはスコープ3（その他間接排出）の温室効果ガス排出量

③ TCFD コンソーシアムへの参画

2019年5月に全銀協会長が発起人の1人となって設立された「TCFD コンソーシアム」について、2019年度に引き続き2020年度もメンバーとして参加し、「TCFD ガイダンス2.0」（2020年7月公表）の議論のフォローを行いました。また同ガイダンスの一部である業種別ガイダンス（銀行向けガイダンス）への作成に関与するとともに、会員銀行への情報提供等も行いました。

④ 低炭素社会実行計画等における目標値の設定およびフォローアップ調査の実施

2001年度に日本経済団体連合会の「環境自主行動計画」に参加し、二酸化炭素の排出削減を目標とする「温暖化対策編」および再資源化を目標とする「循環型社会形成編」において目標を設定し、正会員を対象に環境問題への取組状況を把握するためのフォローアップ調査を実施しました。

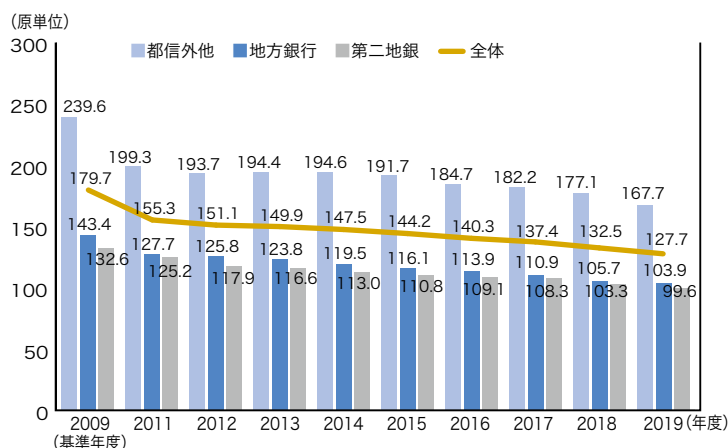
その後、「環境自主行動計画」が「低炭素社会実行計画」と「循環型社会形成自主行動計画」に形を変えたことを受けて、全銀協は、前者において①2020年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を2009年度比で10.5%減とするフェーズⅠ目標、②2030年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を2009年度比で19.0%減とするフェーズⅡ目標を設定したほか、後者において③2020年度における紙のリサイクル率を90%以上、④2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする目標を設定しました。

2020年度のフォローアップ調査（2019年度実績）においては、正会員の電力使用量は20億6,117万8,192kWh、建物延床面積は1,613万9,358㎡、電力使用原単位は127.7となり、2009年度比28.9%減少、前年度比2.7%減少という結果となりました。電力使用原単位はフェーズⅠのみならずフェーズⅡ目標の水準を超えた削減を実現しています。また、紙のリサイクル率は91.3%、再生紙および環境配慮型用紙購入率は77.6%でした。事務センター等における高効率な空調設備（空冷冷凍機等）に更新することや営業店の照明のLED化といった事例は、昨年度に引き続き、効果のあった取組みとして銀行からの回答が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多くの銀行で活用されているほか、地球環境問題への取組みに関する融資や商品・サービス面での対応について大多数の銀行から「対応している」との回答が寄せられました。

「循環型社会形成自主行動計画」の上記③、④の各目標については、2020年度が目標の最終年となりますが、経団連が2021年度以降も本計画を継続することとしたことを踏まえ、2025年度を目標年度とする新たな目標を設定しました。具体的には、循環型社会の形成に向けて銀行界として一層貢献するべく、上記③、④の目標を継続するとともに、銀行界全体の紙の廃棄量の縮減と持続可能な社会の実現と環境保護について顧客と価値を共有する効果も期待して、新たに「2025年度における通帳不発行型預金商品を取り扱う会員銀行数の割合を80%以上」とする目標を設定しました。

全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施し、会員銀行の上記目標の取組状況をフォロー・推進していきます。

電力使用原単位（業態別、全体）



⑤長期の温暖化対策目標やプラスチック関連目標等の設定および会員銀行の取組み状況の調査の実施等

環境問題に関する銀行界の取組みを推進するため、全銀協は、次のとおり各種目標を設定し、これらの目標の会員銀行の取組みについて、フォローアップ調査を行っています。

2020年度の調査では、プラスチック関連目標のうち「使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）」の目標に対し、会員銀行の94.9%が「分別を行っている」という結果になりました。

<長期の温暖化対策目標>

- 持続可能な社会の実現に貢献するため、国の目標と整合的な温暖化対策への取組みを、銀行界を挙げて推進する

<プラスチック関連目標>

- 使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）
- 清掃活動等による海洋プラスチックごみを減らす取組みを会員銀行100%で実施する（目標年度は2030年度）
- 銀行界は資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施する
- 銀行界は政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業への積極的な支援を行う

5

金融犯罪およびマネー・ローンダリング、
FATF への対応

全銀協は、全ての利用者に安心して銀行を利用いただけるように、オレオレ詐欺などの特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング対策の推進など、各種犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16. 平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

① インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関する取組み

インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、2011年度以降、会員銀行におけるインターネット・バンキングのセキュリティ対策の状況を把握すること、および当該結果の還元による会員銀行の取組みを促進することを目的として、正会員・一部の準会員・特例会員を対象にアンケート調査を実施しています。

2020年度は128行から回答があり、会員銀行の取組事例等を含む集計結果は会員銀行に還元予定です（2月末時点）。

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査を継続的に実施していく予定です。なお、本アンケート調査の結果は、その性質上、対外非公表としていますが、2020年度の主な調査項目は以下のとおりです。

- インターネット・バンキングの利用状況
- インターネット・バンキングによる不正送金被害の発生状況
- 被害の発生防止に向けたモニタリングの実施状況

② 特殊詐欺などに関する金融犯罪防止啓発活動

2008年度以降、毎年度、各種の特殊詐欺撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局が発表した統計によると、特殊詐欺の被害は依然として高水準にあり、こうした状況のもと、全銀協においても、金融犯罪に関する被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。

2020年度は、全銀協キャラクターの「バンケンくん」をキービジュアルとした啓発リーフレットおよび動画を作成し、足許で多発しているキャッシュカードを狙った特殊詐欺や、フィッシングによるものとみられるインターネット・バンキングに係る不正送金への啓発活動を行いました。

③ キャッシュレス決済サービスを通じた不正出金被害事案への対応

2020年9月に、キャッシュレス決済サービスを通じた不正出金被害事案（犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案）が複数発生したことを受け、金融庁・警察庁・消費者庁・一般社団法人日本資金決済業協会と連携して、注意喚起チラシを作成するなどして、同手口への注意を呼びかけました。

その後、同年11月、同手口の再発防止に向けて、本人確認の仕組みの強化や、お客さまからの問い合わせや相談を受け付ける窓口の設置などの各銀行における対策をまとめた「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を策定・公表しました。

身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

① ご注意くださいポイント

- こうした不正出金は、キャッシュレス決済サービスをご利用されていないお客さまのほか、インターネットバンキングの入出金明細や通帳などを一度ご確認ください。口座情報の管理にご注意願います。
- ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、お取引先の銀行口座のご利用明細（インターネットバンキングの入出金明細や通帳など）を一度ご確認ください。口座情報の管理にご注意願います。
- 銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、お取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- 銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、速断のうえ全額補償を行っています。
- こうした事案に便乗した詐欺にもご注意ください。

●本チラシについてご質問・ご相談等がある場合は、下記の相談窓口までお問い合わせください。

金融庁 金融サービス 利用被害相談室	電話番号 03-3528-1100（11）受付時間 平日 10:00～17:00
警察庁 不正な出金被害相談窓口（警察）	各都道府県警察本部に設置されています。
消費者庁 カンパイン	電話番号 188（全国）消費者ホットライン（無料）
全銀協 相談室	電話番号 03-3568-6281、03-3568-3772 受付日 月～金 9:00～17:00、受付時間 平日 10:00～17:00
日本資金決済業協会 利用被害相談室	電話番号 03-3568-6281、受付時間 平日 10:00～17:00

④ FATF 第4次相互審査への対応

金融機関におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策（以下「AML/CFT（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism）対策」という）は、国際社会がテロ等の脅威に直面する中で取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF※では、AML/CFT 対策の国際基準であるFATF 勧告を策定し、その履行状況について、FATF 参加国間で相互審査を実施しています。日本に対しては2019年10月～11月にFATFの第4次相互審査が実施されました。審査の結果は2021年8月頃に公表される予定です。

全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2020年10月に財務省主催の「マネロン対応高度化官民協議会」に参加し、金融事業者と非金融事業者の両業界のAML/CFT 対策について関係当局と情報交換を行いました。また、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、全銀協組織内に設置した「AML/CFT 対策支援室」において、マネロンに関する海外重要文書の翻訳等を会員銀行に提供しました。

加えて、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月公表）により、銀行においては、お客さまとの取引の内容や状況等に応じて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」等の法律で定められている以上の事項を追加で確認する等の対応が求められていることについて、銀行のお客さまに周知するため、全銀協は2018年度から継続的に周知活動を実施しています。

2020年度もテレビCMの放映、新聞広告の掲載やウェブ広告の実施など、様々な媒体を使用した広報活動を3月に実施予定です（2月末時点）。

※ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された資金洗浄（マネー・ローンダリング）対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいる。メンバーはG7を含む37か国・地域、2国際機関。

6

ジェンダー平等の推進等、
人権に関する対応

全銀協は、会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。その重要性に鑑み、ジェンダー平等や人権に関する取組みを主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進することとしています。

①人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで47回開催しており、同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBT、障がい者差別等新たな問題を取り上げています。

2020年の講演会は、ハラスメント問題が職場における人事・コンプライアンス問題、人権問題として高い関心が持たれており、2020年6月に、パワーハラスメント防止対策のための雇用上の措置義務等を定めた改正労働施策総合推進法が施行され一層の態勢整備が求められることになった背景等を踏まえ、「職場におけるパワーハラスメントへの取組みについて」をテーマに掲げ開催しました。

なお、本講演は集合形式ではなく、1か月間講演動画をオンデマンドにより配信する形式で行いました。

〔講師〕

社会保険労務士法人 中村・中辻事務所 中辻めぐみ氏

また、近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当たっても、人権の保護・促進が重要な要素と位置づけられています。そして、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」の支持を決議し、日本においても関係府省庁が協力し、2020年10月16日に「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画（NAP）」が策定・公表されました。

こうした背景を踏まえ、「ビジネスと人権に関する行動計画と企業の課題」をテーマに掲げ、講演会を開催しました。

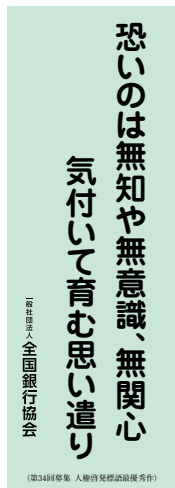
なお、本講演はウェブセミナー形式で行いました。

〔講師〕

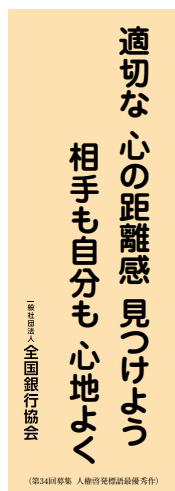
弁護士法人齊藤法律事務所 齊藤 誠弁護士



オンデマンド配信ページ



埼玉りそな銀行
塩井 俊充さん



大垣共立銀行
馬場 猛さん

② 人権啓発標語の取組み

会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。今年度で第34回を数え、毎年たくさんの応募があります。

2020年度に実施した第34回人権啓発標語募集は、総数81,815作品の応募があり、この中から入選作品40作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品）を選出しました。

③ 「人権だより」の発行

会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を定期的に発行することとし、人権に関する様々な情報を提供しています。2020年度は7月に第4号、2月に第5号を発行しています。それぞれの概要は以下のとおりです。

	内容
第4号 (7月発行)	- 第33回人権啓発標語入選作品 - 人権トピック (公益財団法人人権教育啓発推進センター 坂元茂樹理事長「新型コロナウイルスと人権、CSR」) - これってハラスメント？ Q&A - 人権関係法令・制度状況
第5号 (2月発行)	- 会員銀行の取組紹介 (福岡銀行、「継続学習」により職員の意識を深めることが大切—人権啓発研修への取組み) - 人権同和問題啓発講演会 - 人権トピック (新潟青陵大学 碓井真史教授「コロナ禍での対人関係 思いやり～差別を生む心理～」) - これってハラスメント？ Q&A - 人権関係法令・制度状況



人権だより



④ 人権研修テキストの発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題を巡る諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権研修テキスト「みんなの人権を守るために」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修）を、2003年以降、毎年改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業が人権に取り組む意義－企業と人権のかかわり－」、「企業を取り巻く人権課題－銀行業と人権－」（外国人、障がい者、高齢者等に関する人権）、「職場における人権、個性の尊重」（ハラスメント、女性差別、LGBT問題等）等です。

2020年度は、パワーハラスメント等に関する法令改正や新型コロナウイルスによる差別やテレワーク・ハラスメント等新たな人権問題が発生したこと等を踏まえ、以下の改訂を行い、2月に2020年度版を発行しました。

- 第Ⅲ章「企業を取り巻く人権問題～銀行業と人権」に「投融資と人権」の節を追加。
- 法令改正やガイドラインの内容を踏まえてパワーハラスメントに係る記載を修正。
- 新型コロナウイルス差別やテレワーク・ハラスメント等について記載。
- その他法令改正や社会環境の変化を踏まえた修正。図表等の計数の更新。



人権研修テキスト

7 地域経済の活性化、地方創生への取組み



地方創生への取組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の一つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取組みを促進していくための取組みを実施していきます。

その一環として、2018年度以降、年次で会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、その調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表しています。

また、本レポートにおいても会員銀行の地方創生に関する取組事例を紹介し、会員銀行の地方創生への取組みの推進を図っています。

全銀協ウェブサイト

「地方創生に関する取組み」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/>

会員銀行※の取組事例（2020年度 アンケート調査結果）

- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
みずほ銀行 ～ 八丈島スマートアイランド構想 ～
三井住友銀行 ～ 鳥取県水力発電コンセッション事業/地域金融機関を巻き込んだグリーンローンのプロジェクトファイナンス組成 ～、～横浜型SDGs金融支援制度（仮）の構築～
- 多様な人材の活躍を推進する
三井住友銀行 ～ 新潟医療福祉大学の校舎等の設備投資（リファイナンス）を用途としたSDGsソーシャルローン ～
- 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
三菱UFJ銀行 ～ アグリビジネスのサポート ～
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
埼玉りそな銀行 ～ 『SAITAMA出会いサポートセンター』（通称『恋たま』）による結婚支援 ～
- 新しい時代の流れを力にする
りそな銀行 ～ 近畿経済産業局が地域未来企業のオープンイノベーションを促進する一部事業を受託。→REENAL式手法による「ピッチ&交流会」を実施 ～

※地方銀行および第二地方銀行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生への取組み」<https://www.chiginkyo.or.jp>

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html

また、全銀協は、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に加入しており、同プラットフォームを通じて、会員銀行への情報還元等を図っています。

8

高齢者等さまざまな利用者に対する
金融アクセス・サービスの拡充等

8

働きがいも
経済成長も

超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充しています。

① 高齢社会対応等検討部会における検討

金融業界においても高齢社会への対応の重要性が高まっていることなどを踏まえ、2019年に「高齢社会対応等検討部会」を設置し、高齢社会における金融サービスのあり方等の検討を進めています。

2020年度は、金融審議会市場ワーキング・グループの報告書を踏まえ、会員各々が、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）や代理の方と金融取引を行う際や、地方公共団体・社会福祉関係機関等と連携し、適切な行政支援等に繋げる際の参考となるよう、金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方を取りまとめました。

② 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーター数の数値目標が更新（2020年度末までに1,200万人）されました。こうした背景や、認知症サポーターの周知が進んだことで、全銀協だけでなく、各会員銀行においても認知症サポーター養成講座が開講されるなど、業界全体に認知症サポーターを増やすための取組みが広がっています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ全銀協における本講座の開催は中止しましたが、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに銀行界としても貢献すべく、2021年度以降も継続して開催する予定です。

③ 高齢者向け金融リテラシー教材の継続配付

超長寿社会の到来等を見据え、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止、適切な資産管理や資産運用の啓発等を目的として高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

2019年度に引き続き、高齢者向けの金融リテラシー教材、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」をテーマとした教材を配付しました。

- ・人生100年時代 始めようお金の準備
- ・金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）
- ・金融犯罪安全チェック
- ・これで安心！ 金融商品のご案内



④ 金融審議会（市場ワーキング・グループ）への参加

市場ワーキング・グループ（以下「同WG」という）は、2016年4月に金融担当大臣からの「市場・取引所を巡る諸問題に関する検討」との諮問を受けて設置されました。

2018年9月から2019年6月にかけて、高齢社会における金融サービスのあり方など、国民の安定的な資産形成等について議論が行われ、2019年10月から2020年7月にかけて、顧客本位の業務運営のあり方を中心に議論が行われており、全銀協はオブザーバーとして参加しました。

その後、2020年8月にこれらの審議を踏まえ、報告書「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」が同WGにおいて取りまとめられ、公表されました。

⑤障がい者対応等に向けた取組に関するアンケート調査等

会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組に関するアンケート調査を実施しています。

2020年度は、正会員（117行）を対象に、2020年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

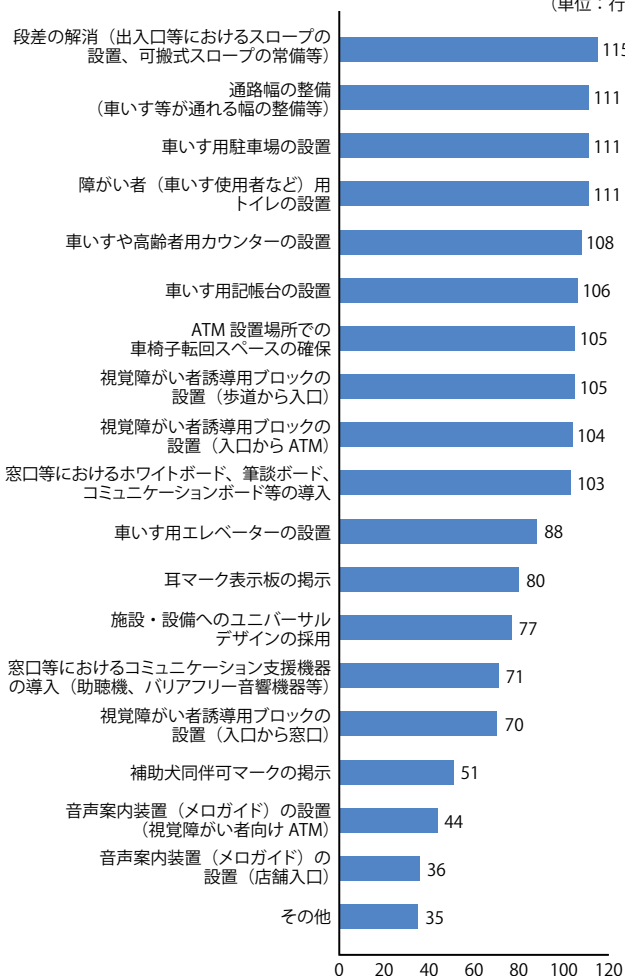
2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組は着実に進んでおり、例えば視覚障がい者対応ATMの設置台数について、総設置台数に占める視覚障がい者対応ATM設置の割合は94.1%に達し、2004年度に比べて77.9ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応のATMを設置している店舗も増加しており、総店舗数に占める視覚障がい者対応ATMの設置店舗数の割合は93%に達し、2010年度に比べて30.2ポイント増加しました。

今後も、会員銀行のさらなる取組を支援するため、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

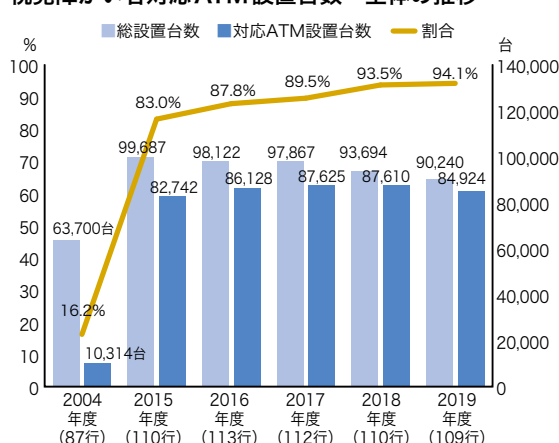
そのほかの取組として、2020年1月に設置された国土交通省の「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」の「小規模店舗ワーキング・グループ」に参加するとともに、必要に応じて障がい者団体からの要望事項に関する会員銀行の取組状況を調査したり、当該要望事項を会員銀行に周知するなどをしています。

施設・設備等のバリアフリー化の取組状況（2020年3月末時点）

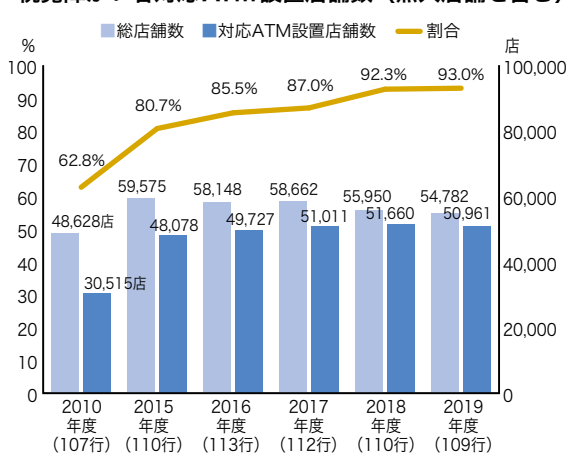
（単位：行）



視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数（無人店舗を含む）



※2010年度から当該項目の調査を開始

会員銀行の取組み

Efforts of Member Banks

1 金融経済教育に関する取組み



鹿児島銀行



はじめよう、あたらしいコト。

鹿児島銀行

Kagoshima Bank

金融リテラシー向上に向けた教育活動の実施

取組みの概要・特長

鹿児島銀行は、2019年2月に制定した「サステナビリティ全体構想」にもとづき、「金融リテラシー向上に向けた教育活動」の一環として、鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校にて金融教育授業を実施しました。

卒業前（就職前）の知的障がいのある子どもたちが、社会人として自立するための支援や、金融犯罪に巻き込まれないために正しい金融の知識を習得するための支援を目的とし、同校3年生の約30名に「金融全般」および「給料と生活費のバランス（収支計算）」の授業を行いました。

取組み実施の背景等

当行は例年、地域教育機関と連携して、金融教育を通じた様々な地域貢献事業（「夏休み、お金とSDGsの教室」、「インターンシップ」、「エコノミクス甲子園」、「職場体験学習」、「出前講座」等）を実施しています。

本件の開催は、学校側より、卒業後の子どもたちが金融犯罪に巻き込まれるケースがあること、初任給を数日で使い切ってしまうなど、金融に関する知識が必要と判断したことから、当行へ金融教育の講義の依頼があったことがきっかけです。

障がいのある子ども向けの金融教育授業等は初めてで

したが、持続可能な地域社会の実現には、包摂的な金融教育を実践することが地域金融機関の役割であり、未来を担う子どもたちが社会人として自立するための支援の1つとして実施しました。

取組みの成果

授業を受けた子どもたちからは、「自立した社会人となるには、適切なお金の管理が必要であると感じた。」、「金融犯罪に巻き込まれないよう、はっきり断る勇氣を持ちたい。」等の声が聞かれました。

学校側からは、次年度以降も3年生向けの金融教育授業を開催して欲しい、実際に営業店にて口座開設の様子を見学する機会等が欲しいとの要望をいただいています。

今後の課題・目標

当行は、これまでも数多くの金融教育を実施してきましたが、今回学校からの依頼を受け、地域金融機関としてもっと子どもたちへの金融教育の機会を場を設ける必要性を感じました。

当行は今後も、金融リテラシー向上への取組みと包摂的な教育活動の実践にて、地域課題の解決と持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

参考URL

https://www.kagin.co.jp/library/pdf_release/news20191119_054.pdf



授業の様子

2 環境に関する取組み



みずほフィナンシャルグループ

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

脱炭素社会実現に向けたアクション強化

取組みの概要・特長

〈みずほ〉は、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年を展望し、脱炭素社会に向けて総合金融グループとしての役割を積極的に果たすべく取り組んでいます。

取組み実施の背景等

気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとって脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼし得る最も重要なグローバル課題の1つであると認識する一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、〈みずほ〉にとって新たな事業機会をもたらすものと考え、次の取組みを進めています。

取組みの成果

①サステナブルビジネス推進強化

金融グループとしてのお客さまを通じた間接的なインパクトの重要性を踏まえ、お客さまとの積極的な対話（エンゲージメント）を通じて課題やニーズを深く理解し、脱炭素社会への移行等への取組みやイノベーション創出、リスク低減をサポートするために、グループ一体でのサステナブルビジネス推進体制を強化しました。また、〈みずほ〉におけるサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、SDGs目標年の2030年に向けて長期目標を設定しています。

サステナブルファイナンス・環境ファイナンスの定義

関連する主なサステナビリティ重点項目	● 環境配慮 ● 健全な経済成長 ● 産業発展とイノベーション
対象ファイナンス	● 環境・社会事業を資金使途とするファイナンス ● ESGやSDGsへの対応について考慮・評価、または、条件とするなどESG/SDGs対応を支援・促進するファイナンス
対象業務	● 融資、引受、投資、運用

②気候変動リスク管理の強化

当社グループに重大な影響を及ぼすリスクを経営で認識する「トップリスク運営」において、気候変動リスクを「エマージングリスク*」として位置づけ、定期的な

モニタリングを開始しました。

*顕在化は中長期的な時間軸であっても数年内に対応が求められる重大なリスク

また、従来は、環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高いセクターに関する取組方針を定めていましたが、横断的な禁止・留意項目を加えた包括的な「環境・社会に配慮した投融資への取組方針」に改定し、本方針にもとづいて石炭火力発電所向け与信残高を削減する定量目標を設定しました。

③開示の高度化

2020年5月には本邦金融機関グループ初のTCFDレポートを発行し、シナリオ分析の結果等、TCFD開示推奨項目に沿った詳細で包括的な内容を開示しています。

④外部表彰

2021年2月、環境省がESG金融の普及・拡大に向けて開催する第2回「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」において、間接金融部門（総合部門）の最優秀賞である金賞（環境大臣賞）を受賞しました。



今後の課題・目標

目標達成に向けて、着実に取組みを進め、脱炭素社会の実現を目指します。

- ・サステナブルファイナンス・環境ファイナンス目標
2019～2030年度 累計25兆円（うち環境ファイナンス12兆円）
- ・「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」にもとづく石炭火力発電所向け与信残高削減目標
2030年までに2019年度比50%にまで削減し、2050年までに残高0とする。

統合報告書2020（P.57-66）

<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/data20d/pdf/16.pdf>



群馬銀行



グリーンボンド発行による環境保全への取組み

取組みの概要・特長

群馬銀行では、2019年11月、社会全体としてESGに関する各企業の取組みへの関心が高まりを見せる中、当行グループ内における環境への取組みに係る意識向上を図るとともに、環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまを支援し、当行のSDGs等に対する積極的な取組みについて幅広くステークホルダーのみなさまに認知していただくため、地方銀行で国内初となるグリーンボンドの発行を行いました。そして、当行グリーンボンドフレームワークにもとづき、グリーンボンドの資金充当状況および環境改善効果についてのレポートを、年1回開示しております。

取組み実施の背景等

2019年2月に「群馬銀行グループSDGs宣言」を制定し、当行グループが事業活動を通じて、特に貢献が可能な7目標を中心に重点課題と取組方針を定め、SDGs達成に向けた取組みを進めています。そして、SDGs宣言の重点課題の1つとして、「地球環境の保全と創造」を掲げ、当行事業における取組みはもちろんのこと、お客さまの事業支援を通じた環境保全への取組みを積極的に進めております。そのような中で、グリーンボンドを発行し調達した資金を、再生可能エネルギー関連施設の設置や電気自動車（EV）の導入、省エネ基準を満たした建物の建設など、環境保全に役立つ事業に取り組むお客

さまへ融資を行い、お客さまの事業や当行における取組みを通じた環境負荷低減を企画いたしました。

取組みの成果

2020年9月末時点で、グリーンボンドで調達した9,950百万円（手数料を除いた手取り額）のうち、8,513百万円を太陽光発電事業や水力発電事業などの再生可能エネルギー関連融資やEVの導入事業、省エネ基準を満たした建物の建設資金などに充当し、環境改善効果として、7,094t-CO₂/年の成果を上げることができました。

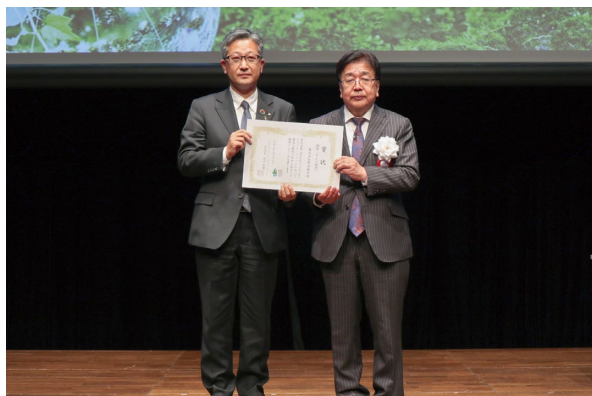
また、地方銀行で初の取組みであり、グリーンボンドの裾野拡大に寄与したことが評価され、環境省が創設した「第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」のボンド部門銅賞および環境金融研究機構が主催する「第5回サステナブルファイナンス大賞」の地域金融賞を受賞しました。

今後の課題・目標

世界的な気候変動リスクの高まりから、企業の環境に対する取組みは必要不可欠となっています。今後も、環境保全に取り組むお客さまに対しての多様かつ幅広い支援を拡充させることで、お客さまの企業価値向上と地球環境の保全と創造に努めてまいります。

参考URL

<https://www.gunmabank.co.jp/ir/bondinfo/bondinfo05.html>



ESGアワード授賞式

■ グリーンボンド発行の目的

- ・地方銀行で国内初となるグリーンボンドの発行による、当行のSDGsへの取組みの認知拡大
- ・SDGsに関する諸課題への積極的な取組みを通じた地域社会の持続的な発展への貢献
- ・当行グループ内における環境取組みに係る意識向上



■ 社債概要

- ・社債の名称 第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）
- ・発行額/年 100億円/10年
- ・発行日 2019年11月26日
- ・利率 当初5年間は年0.37%、以後5年間は6か月ユーロ円LIBOR+0.42%
- ・利払日 毎年5月26日及び11月26日（初回利払期日：2020年5月26日）
- ・資金使途 適格クライテリア（※）を満たす新規及び既存の融資または支出に充当

（※）①再生可能エネルギー ②環境配慮型住宅 ③エネルギー効率 ④グリーンな輸送 ⑤グリーンビルディング





千葉興業銀行



館山市でのカーシェアリング事業「オートシェア」の実証実験への参画

取組みの概要・特長

千葉興業銀行は、出光興産が館山市で実施するカーシェアリング事業「オートシェア」の実証実験に参画し、環境性能に優れた電気自動車「超小型EV」を営業車として使用しています。「オートシェア」は「超小型EV」を活用したカーシェアリングサービスで、平日は当行の営業車として使用し、休・祝日には館山駅近くに設置されているカーステーションに駐車して、地元住民や観光客のみなさまの買い物の足となる等、一般向けのカーシェアリング車として貸し出されます。この実証実験は、2019年8月に岐阜県飛騨市・高山市で開始されており、館山市は全国で2例目となります。

当行が使用する車両のラッピングは、コーポレートカラーである鮮やかなピンクを基調に、房総地域で大漁を祝う伝統の晴れ着「万祝（まいわい）」の図柄をデザイン化したもので、産学連携先の千葉大学の学生に考案していただきました。

取組み実施の背景等

人口減少によって公共交通手段が限られる地域での人の移動手段にはさまざまな課題があります。

当行は、休・祝日に使用していない営業車を地元住民

や観光客のみなさまの近距離移動の手段として有効に使っていただくこと、また、営業車を電気自動車にすることで環境問題を解決する一助となること、さらには話題性のある取組みを行うことで地域活性化にも寄与できるものと考え、この実証実験に参画しました。

取組みの成果

「超小型EV」でお客さまを訪問した際には、地方創生やカーシェアリング、環境問題への取組みについて車とともに紹介しています。また、新聞等のメディアで多数取り上げていただいたことで、これらの取組みへの啓発や理解を深めることにつながっていると考えています。

今後の課題・目標

本格的に電気自動車を営業車両として導入することに向け、ガソリン車から電気自動車に切り替えた場合のコスト軽減と温室効果ガス排出削減にどの程度寄与できるかを検証し、引き続き、外部機関との連携を密にしながら、環境への負荷低減や地域の活性化に寄与していきます。

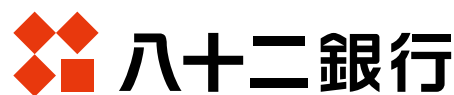
参考URL

<https://auto-share.jp/tateyama/>





八十二銀行



温室効果ガス排出削減への取組み～CDP2020（気候変動）の高評価獲得～

取組みの概要・特長

八十二銀行は、環境活動をCSR（企業の社会的責任）の根幹と位置づけ役職員一体となって活動を行っています。

2002年にISO14001認証を国内全部店で取得して以降、現在までその認証を維持しており、銀行本来業務による環境保全活動や自らの環境負荷低減活動、地域貢献と環境教育の充実に向けた活動に、組織的かつ継続的に取り組んでいます。

第31次長期経営計画においては、以下のとおり当行の温室効果ガス排出量削減目標を設定し、職員自身の取組みはもちろん、新築店舗への省エネ・再エネ設備の採用、本店ビル・営業店の照明のLED化、サーバールームの空調最適化など様々な省エネ施策を実施しています。

★目標①：2020年度の温室効果ガス排出量を2013年度比15%以上削減

★目標②チャレンジ目標：2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比30%以上削減

上記は一例ですが、こうした様々な脱炭素への取組みが評価され、CDP2020（気候変動）において、「A-（リーダーシップ）」評価と日本の銀行でトップの評価を得ました。

また、2020年3月にはTCFD提言に賛同し、6月には6店舗において長野県内の水力発電でつくられた信州産のCO₂フリー電力の利用を開始しました。

取組み実施の背景等

自然豊かな長野県を基盤としている当行は、地球の自然環境の悪化は地域の大きな脅威と認識し、従来から積極的な環境活動を展開しています。

地域の自然を守り、持続可能な地域社会の形成に貢献することは、地域金融機関として重要な責務であると考え気候変動問題に積極的に取り組んでいます。

取組みの成果

2019年度の実績で、当行の温室効果ガス排出量は2013年度比▲18.8%となっており、長期経営計画の目標を達成して推移しています。

2018年度には当行の先進的な環境活動の取組みが評価され環境大臣より「エコ・ファースト企業」に認定さ

れました。

また、機関投資家が連携し、全世界の主要企業に対して気候変動に対する具体的な戦略や温室効果ガス排出量に対するデータについて質問し、取組内容に応じたスコアリングで企業を評価するCDP2020（気候変動）において「A-（リーダーシップ）」評価を受け、5年連続で日本の銀行でトップの評価を受けました。

今後の課題・目標

日本政府においても「2050年までに温室効果ガス排出量を0にする」目標が設定されたため、今後日本政府の目標に沿った対応が必要となります。当行においても積極的に脱炭素化を図るため、更なる活動を展開していきます。

参考URL

https://www.82bank.co.jp/about/esg/pdf/csr01_2007.pdf



2019年11月新築の中野支店は、太陽光発電システム26kWに加え、水力発電由来の電気を使用しCO₂フリー店舗となっています。



長野県内6店舗において長野県内の水力発電でつくられた信州産のCO₂フリー電力を利用しています。



三井住友信託銀行



気候変動の緩和と適応に貢献する信託銀行グループとしての取組み

取組みの概要・特長

三井住友信託銀行は、2013年4月から企業の自然資本への依存度や環境負荷を定量的に算定し、サプライチェーンにおけるリスクマネジメントの対象特定の判断材料を提供する自然資本評価をオプションサービスとする環境格付融資を提供しています。サプライチェーン上流での温室効果ガス排出量、水使用量、利用土地面積を調達品目別、地域別に算定し、リスクの大きい調達品やサプライヤー所在国などに関するリスク情報の提供を行っているものです。

自然資本の評価を融資基準に組み込むことは世界初の試みで、環境白書や欧州委員会の報告書などでも先進的な事例として取り上げられました。

取組み実施の背景等

企業の事業継続リスクには資源、原材料、エネルギーなどの調達リスクがあります。このことから、当行ではグローバル・サプライチェーンにおける自然資本の調達リスクマネジメントが経営戦略上の重要課題と考えています。

なお、当行は2019年3月に世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ）の提供を開始しました。企業の活動、製品、サービスによる環境、社会、経済へのインパクトを包括的に評価して実行する融資で、ここでもサプライチェーンを含めたインパクトを分析する手法を採用しています。

取組みの成果

本サービスを活用する企業にとって、自然資本評価のメリットは2つあります。1つはサプライチェーン上流における自然資本に関するリスク情報が得られること、もう1つは企業の情報開示に利用可能な環境負荷の定量的情報が得られることです。

本サービスの自然資本評価の算定結果から、企業がサプライチェーンを含めた調達品目・国別の自然資本リスクを概観できます。通常、

このような調達リスクの発見のためにはサプライチェーンを遡ってサプライヤーに聞き取り調査を実施するなどの方法がありますが、どれも大変な手間がかかります。本サービスでは企業の調達データから統計的に算定するツール（ESCHER）を使用しており、サプライチェーンを遡って自然資本への依存度や影響度を網羅的かつ効率的に算定することができます。なお、本ツールによる算定結果やそれにもとづくリスクマネジメントの状況を統合報告書やサステナビリティ報告書などにおいて開示することにより、自然資本に関する取組みの先進性を訴求することができます。このようにリスク情報の把握と情報開示の双方の観点で有益なサービスです。

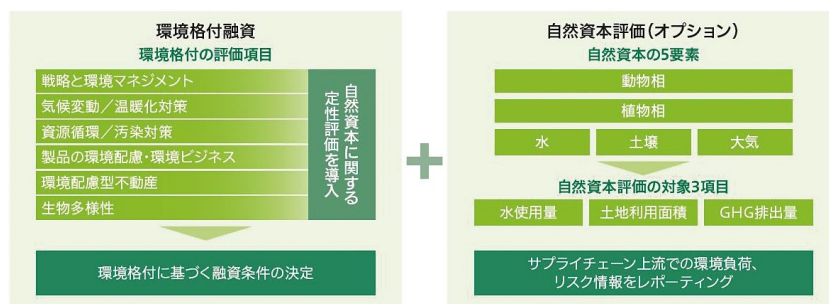
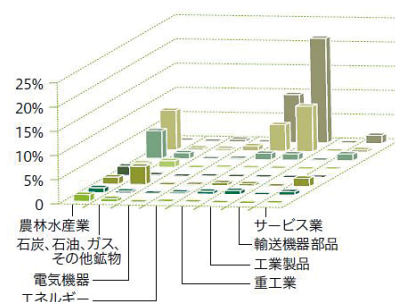
今後の課題・目標

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の自然資本版ともいえる自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の議論が始まっており、この自然資本評価の考え方や手法は、TNFDにおいても大いに参考となると考えています。

参考URL

<https://www.smth.jp/csr/report/2020/full/all.pdf>

自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ（各地域におけるセクター別の水使用量内訳）



3 ダイバーシティ推進に関する取組み



新生銀行グループ



ダイバーシティ推進（働き方の多様化と女性活躍推進について）

取組みの概要・特長

2018年4月に副業・兼業を解禁、2019年8月に、ドレスコードを廃止し、2020年10月より、在宅勤務時の勤務場所について、情報セキュリティを順守できる環境であれば、制限を設けない等、働き方の選択肢を充実させ、社員一人ひとりが自分らしく柔軟に働ける環境づくりを行っています。

ダイバーシティ推進を重要な経営課題と認識し、2018年2月にダイバーシティ推進室とグループ女性活躍推進委員会を設置しました。2023年までに、女性管理職比率20%の達成を目標に掲げ、2019年から女性人材育成プログラムを開始し、役員によるスポンサー制度を導入しています。また、性別役割分担意識の解消等、社員の意識改革を促すため、2020年度から管理職の評価項目に「ダイバーシティ推進目標」を組み込みました。「30%Club Japan」や「女性のエンパワーメント原則」等の外部イニシアティブにも参画しています。

取組み実施の背景等

2019年度からスタートしている中期経営戦略「金融リ・デザイン」においても、ケイパビリティの強化・活用を基本戦略の1つとして掲げています。不確実な環境においても強い組織力を発揮し、持続的に成長していく

ためには、多彩なバックグラウンドや価値観を持つ社員が、お互いを尊重し、それぞれの強みを発揮すること、各社員が持てる能力を最大限発揮できるように柔軟に働ける環境を整えることが、重要であると認識しています。

取組みの成果

兼業・副業は約70名が登録をし、業務経験や趣味を活かしながら、キャリアの幅を広げています。多様な経験から派生するイノベーションの創出効果も期待しています。

女性人材育成プログラムでは、第1期参加者の約4割が昇格する等、一人ひとりが目指すキャリアの実現に繋がっています。これらの取組みにより、女性管理職（課長職以上）比率は、19.7%（2020年7月1日時点）に向上しました。

今後の課題・目標

新型コロナウイルスの感染拡大による大きな変化、急速に進むニューノーマル化をさらなる変化の機会と捉え、これまでの働き方改革の取組みを「働き方リ・デザイン」と再定義し、異なる個性・強みが発揮できる環境・風土づくりを加速させていきます。

参考URL

<https://www.shinseibank.com/corporate/reworkstyle/>



女性活躍推進委員会と女性人材育成プログラムの概要

グループ女性活躍推進委員会の構成

委員長：法人総括担当役員
副委員長：個人総括担当役員
委員：銀行・グループ会社役員から数名
女性執行役員
グループ人事GM
グループIR広報GM 等

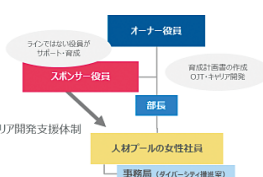
組織図



女性人材育成プログラムの概要

女性が意思決定に関与する職位へ登用される機会を増やすため活躍する女性社員をフル人材として選抜し計画的に育成する

- ・ 育成計画書の作成
- ・ 研修受講の機会の提供
- ・ グループ内ネットワーク構築支援
- ・ 部長、オーナー役員、スポンサー役員による育成・キャリア開発支援体制



4 障がい者対応に関する取組み



あおぞら銀行



手話通訳サービスの導入

取組みの概要・特長

あおぞら銀行では耳や言葉の不自由なお客さまがスマートフォンやタブレット端末を用いて、キャッシュカード、通帳、印章を喪失等された場合に当行コールセンターに連絡いただけるサービスを提供しています。お客さまがSkype、LINEの「あおぞら銀行手話通訳リレーサービス」のアカウントよりテレビ電話で接続いただくと、通訳者がテレビ電話を通じて申出内容を手話や筆談にて受け付け、その内容を当行コールセンターのオペレーターにリアルタイムで通訳し伝達します。

受付内容は以下のとおりです。

- ①キャッシュカード・通帳・証書・印章の喪失による取引停止
- ②口座・キャッシュカードの不正利用による取引停止

取組み実施の背景等

当行ではおからだの不自由なお客さまが快適に当行で取引いただくために検討を重ねてまいりました。

その中でも、耳や言葉の不自由なお客さまが前記①、②の手続きを行う場合には、店頭でコミュニケーションボードや筆談等にて受付をしており、緊急を要する事象についても来店をいただく必要がある等スピーディーな対応ができない状況は早急に改善する必要があるとの認識のもと、どのような改善方法があるかを検討していく中で手話通訳サービスの存在を知り、同サービスの内容を調査した結果、お客さまに対して有効なサービスであると判断し、本サービスを導入しました。

取組みの成果

本サービスの導入により、お客さまは来店することな

く、自宅で手続きを行うことが可能となりました。

また、サービスの受付時間も8:00～21:00と店舗の営業時間よりも長く、お客さまの利便性が向上しました。

今後の課題・目標

現在のサービス提供範囲は緊急性を要する事態に備えたものとなっていますが、お客さまの更なる利便性向上のためにはサービス範囲の拡大が必要と認識しており、受付範囲の拡大およびそれに伴う行内事務フロー整備等態勢構築に向けて準備を進めています。

当行では、本サービスを利用される耳や言葉が不自由なお客さまにとって、当行が提供するすべてのサービスをストレスなく円滑に享受できる態勢を構築することが目標です。また、耳や言葉が不自由なお客さま以外のおからだの不自由なお客さまに対しても、快適に当行で取引いただくための態勢構築を進めていきます。

参考URL

<https://www.aozorabank.co.jp/lp/post-6.html>



通訳の様子



利用イメージ

5 高齢者等対応に関する取組み



めぶきフィナンシャルグループ

(常陽銀行・足利銀行)



金融ジェロントロジーへの取組み(高齢社会に向けた取組み)

取組みの概要・特長

地域の皆さまが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、役職員による認知症サポーターの資格取得や、長寿化に伴う高齢期間の長期化に備えるための金融商品・サービスの提供や外部機関との連携に取り組んでいます。

取組み実施の背景等

日本の高齢化率は2025年には約30%、2060年には約40%に達すると見られています。また、長寿化に伴い、認知症高齢者の人数も増加が予想されます。

特に、高度で複雑な判断をお客さまに求めることの多い金融業界は、認知症問題の拡大に最も深刻な影響を受けると考えられており、こうした地域社会の課題解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、認知機能が低下したお客さま等、来店される高齢者へ適切な対応ができる体制整備を行うとともに、金融ジェロントロジーの知見を活用し、各種サービスの拡充に積極的に取り組んでいます。

取組みの成果

①身元保証・任意後見サービスの提供

高齢者支援を行う一般社団法人と連携して、お客さまの高齢者施設への入居時や入院時にかかる身元保証と、意思能力の低下時に必要なサポートサービスを提供しています。

②高齢者見守りサービスの提供

警備会社と連携した見守りサービスにより、高齢者が

安心して暮らせるようにするとともに、遠隔地にお住まいの家族の方にも安心を提供しています。

③個人向け代理人取引の拡充

これまで普通預金の入出金取引に限定していた個人向け代理人取引の範囲を、定期預金の入出金や住所変更のお届けなどにも拡充しました。

お客さまが来店困難となり、日常取引を親族に任せたい場合などに備え、あらかじめ指名した親族を代理人として取引いただくことができます。

④後見制度支援預金の取扱い

成年後見制度を利用のお客さまの財産のうち、日常的に使用しない金銭を管理するための預金口座です。社会問題化している成年後見人による不正な預金引出し等を防止し、お客さまの財産を安全かつ適切に管理します。

⑤認知症サポーターの資格取得・サービス介助士の配置

認知症への正しい知識と理解を深めるため、グループ全体で約5,000名(2020年9月現在)が認知症サポーターの資格を取得しています。また、営業店にサービス介助士を配置しお客さまに寄り添った対応を実践しています。

今後の課題・目標

めぶきフィナンシャルグループは、「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」として、高齢社会の進展に伴う社会的課題の解決に向け、金融ジェロントロジーの知見を活用した取組みを今後とも積極的に進めてまいります。



身元保証・任意後見サービスの提供



サービス介助士養成講座で学ぶ役職員

6 貧困問題に関する取組み



三菱UFJ銀行



三菱UFJフィナンシャル・グループ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種支援

取組みの概要・特長

MUFGは、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、企業としての社会的責任を果たすべく、以下の取組みを行いました。

●医療支援

最前線で診察・治療にあたっている医療関係者への支援として、総額10億円の寄付を実施しました。また、お客さまと共に取り組む枠組みとして、お客さまのインターネット取引の利用に応じた寄付の仕組みも取り入れました。

●学生支援

日本人のみならず外国人留学生を含めた学生の進学や生活を支援すべく、総額約16億円の寄付・支援を実施しました。学生には調査モニターとしてオンラインアンケートにも協力いただきました。

●芸術支援

芸術活動の継続に対する支援として3億円の寄付を実施しました。

●「MUFGメディカルファンド」設立

新型コロナウイルス感染症対策を含む、創薬・再生医療等を担うベンチャー企業を支援することを目的に、100億円のメディカルファンドを設立しました。

取組み実施の背景等

新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業の持続的成長を達成するためには「社会」の安定が大前提であることを再認識させられるものでした。

医療体制が逼迫し、将来を担う多くの子どもたちの学業継続が困難になるといった現実を目の当たりにするなど、感染症をはじめとする不測の事態に「社会」はとても脆弱であるということも事実です。

今回のコロナ禍に際して、本業である金融サービスを通じた支援を行ってきましたが、金融サービスではカバーしきれない領域に対して、より機動的かつ柔軟なサポートが行えるよう、前事業年度におけるグループ業務純益の0.5%相当額を社会貢献活動（寄付等）に拠出する枠組みを新たに構築しました。

この枠組みを通じて、医療、学生、芸術、環境問題な

どに対する様々な支援を実施しています。

取組みの成果

支援先より手紙やHP等でたくさんの御礼と感謝の言葉を掲載いただいております。また、「あしなが育英会」の贈呈式では、コロナ禍で環境が全く変わった学生生活の中でも、将来の夢に向かって前向きに取り組んでいる学生たちにも直接お会いすることができました。

MUFGが支援をすることで支援の輪が広がり、より良い社会を構築する流れを創ることができればと考えています。

今後の課題・目標

MUFGは、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、今後も、社会課題解決にグループ一体で取り組んでいきます。

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動支援について
https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2020/pdf/news-20200424-001_ja.pdf
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う総額20億円の支援および100億円規模の投資ファンド立ち上げについて
https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2020/pdf/news-20200514-001_ja.pdf
- ・総額100億円のMUFGメディカルファンド設立について
https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2020/pdf/news-20200611-002_ja.pdf
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う追加支援／外国人留学生支援（総額4億円）について
https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2020/pdf/news-20200814-001_ja.pdf



「あしなが育英会」の贈呈式の様子



沖縄銀行



子どもの貧困問題解決に向けた取組みについて

取組みの概要・特長

沖縄銀行は子どもの貧困問題解決に向けて、その支援団体に対し（１）寄付による支援と（２）活動資金の募集協力について下記のとおり実施しました。

（１）寄付による支援

- ・通帳不発行口座（ペーパーレス）への取組みに応じた寄付を実施しました（１件につき100円・5000件到達する都度、寄付を実施）。
- ・米ドル建て外貨定期預金の為替手数料の一部を寄付しました。

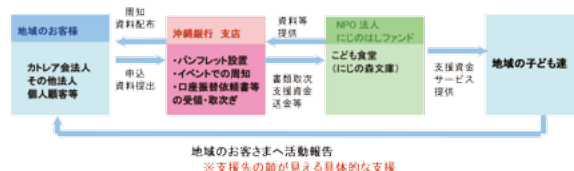
外貨定期預金の寄付金贈呈式の様子



（２）子ども食堂運営団体の活動資金募集における協力

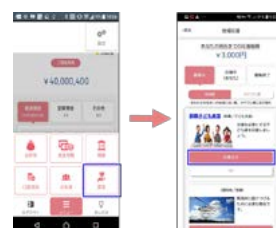
- ・子ども食堂を運営する団体（NPO法人にじのはしファンド）と「連携・協力に関する協定書」を締結いたしました。主な内容は、銀行支店のネットワークを活用し取引先企業に対して活動資金の募集を呼びかけ、活動の周知・必要書類の取次等で支援する取組みです。

子ども食堂支援の「連携・協力に関する協定書」のイメージ図



- ・スマートフォンアプリ「おきぎんSmart」内で手軽に募金できる機能を導入しました。募金先として登録された子ども食堂に対し、都度または毎月定額で最低額100円から募金できます。

おきぎんSmart募金機能



取組み実施の背景等

沖縄県の子どもの貧困率の現状は、全国平均13.9%を大きく上回る29.9%（2018年3月）と高く、沖縄県の大きな課題です。子どもたちを取りまく貧困問題の現状の深刻さを認識し、継続的な支援の必要性から、SDGsゴール1「貧困をなくそう」と紐づけて重点的なSDGs推進項目として位置づけました。

子どもの貧困問題解決という沖縄県の課題に、企業として応えるため、銀行の持つ金融仲介機能・情報発信力を活用して支援につなげていきます。

取組みの成果

「子ども食堂の支援に対する連携・協力に関する協定書の締結」では、連携先の子ども食堂に対し、近隣の企業からの資金的支援を継続的に行える、「地域が地域を支える」仕組みづくりに貢献しました。

またスマートフォンアプリ「おきぎんSmart」を活用して、個人のお客さまからも募金ができる機能を導入しました。

当行が持つ地域における発信力の活用や、新聞等で大きく取り上げていただいた結果、県民が子ども食堂に関心を持ち、貧困問題解決への啓蒙・周知につながったと考えております。

今後の課題・目標

子どもの貧困問題解決は、貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちが自立できる仕組みを構築することで実現し、経済界と支援する団体・官公庁がより情報を共有して連携を深めることで、より継続的な支援が可能となると考えます。

当行は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、行政や企業・個人のお客さまをはじめ各ステークホルダーと共に連携を強化していきます。そして「地域密着・地域貢献」の経営理念の下、子どもの貧困問題解決への取組みを継続実施します。

参考URL

https://www.okinawa-bank.co.jp/corporate/okigin_csr.html

7 地方創生に関する取組み



三井住友銀行



お客さまのサステナビリティ向上にかかる取組みをESG融資の提供により後押し

取組みの概要・特長

三井住友銀行（以下「SMBC」）は、国連SDGs達成等サステナビリティ向上に取り組むすべてのお客さまを資金提供面から後押しすべく、お客さまのニーズに合わせて、複数のESG融資商品を提供しています。

中でも、2019年4月より、お客さまのSDGsへの取組状況に応じて、お客さまの事業とSDGsの関わりについて分析やアドバイスを提供させていただく、「SDGs推進融資」の取扱いを開始しました。

取組み実施の背景等

世の中のSDGsに対する関心は日々高まっており、企業は企業自身が持続的に成長することはもとより、その事業活動を通じ、多岐にわたる社会的課題を解決し、持続可能な社会を実現していくことへの貢献を求められています。しかし、企業によってSDGsへの取組状況は大きく異なっているのが現状です。

SMBCでは、2008年より「環境評価融資」、2013年よりお客さまのサステナビリティへの取組状況や情報開示について評価し、さらなる改善に向けたアドバイスをご提供する「サステナビリティ評価融資（現在は、「ESG/SDGs評価融資」）」の提供を通じて、お客さまのサステナビリティへの取組みを支援しています。

しかしながら、既に取組みを進めているお客さまだけでなく、これから取り組んでいこうとするお客さまの裾野をいかに広げていくかが重要であり、そのようなお客さまに対して、ESG融資の提供を通じて気づきを提供することも金融機関の大切な役割ではないか、と考えました。

「SDGs推進融資」は、「SDGsにこれから取り組みたいが、どのように自社の事業とSDGsの関連性を整理したらよいかお困りのお客さま」や「自社なりに関連性を整理してみたものの、第三者から客観的なアドバイスを受けたいお客さま」を対象に、グループ会社の（株）日本総合研究所と連携し、SDGsの考え方に関する情報提供や、お客さまの本業とSDGsとの関連性についての整理をお手伝いしています。

取組みの成果

多くのお客さまに「ESG/SDGs評価融資/私募債」、「SDGs推進融資/私募債」に取組みいただき、今後のSDGsへの取組み推進に向けたアドバイス等を行いました。そして、融資に取組みいただいたお客さまには、当行によるニュースリリースや当行ホームページへの企業ロゴの掲載（2019年度は50社を掲載いたしました。）等、IR面のサポートを実施しています。

今後の課題・目標

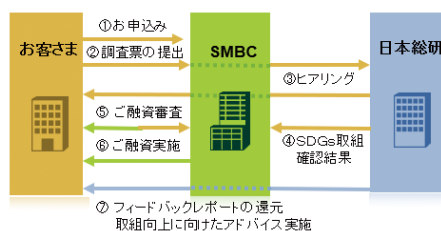
SMBCグループでは、2020年4月に「SMBCグループサステナビリティ宣言」を公表し、この宣言の下、2020年度から29年度までの10年間で総額10兆円のグリーンファイナンスの取組等を目標に掲げています。お客さまのサステナビリティ経営に向け、資金提供等のソリューション提供や対話を行うことで、お客さまの持続的な企業価値向上に貢献すると共に、持続可能な社会および市場の形成に一層努めてまいります。

参考URL

<https://www.smbc.co.jp/hojin/eco/>



「SDGs推進融資」のスキーム・進め方





北海道銀行



地方創生の取組み 農業系地域商社の設立

取組みの概要・特長

北海道銀行は、北海道農産物の流通事業を手掛ける株式会社HAL GREENへの出資および代表者派遣を行い経営を支援することとしました。代表者以外にも2名の行員を派遣することで同社の組織強化に加え、当行としても農産物流通の実態に対する理解を深め、農業を基幹産業とする北海道において、農業界との関わりを一層強固なものとする中で、北海道農業の発展の一助となることを目指しています。

取組み実施の背景等

当行は2009年にアグリビジネス推進室を設置し、積極的に農業支援に取り組んできましたが、更に一歩踏み込むことで、農業生産者のニーズに幅広く応えていく必要性を感じていました。そうした中、株式会社HAL GREENの前身となる一般財団法人北海道農業企業化研究所（通称：HAL財団）は2003年設立以降、北海道農業者のサポート活動に取り組んできており、実証実験の枠組みの中で、北海道農産物に付加価値をつけて全国に流通させる流通開発事業について、発展的に分社化し事業化する構想がありました。当行とHAL財団は包括連携協定を結んでいた間柄で、共に生産者支援を行っていたことから、新会社である株式会社HAL GREENを協力して設立することとなりました（設立：2020年4月）。

取組みの成果

会社設立からまだ間もないため、多くの成果は上げられ

ておりませんが、今までの同社の経験に加えて、銀行のネットワークを活用した戦略により、同社のG-GAPに関する取組みを非常に評価していただいた大手小売店への新規取引が始まるなど、今まで培ってきたものを形にできた事例も生まれてきています。既往の生産者（約150先）、販売先（約200先）からも多くの期待の声を頂いています。

今後の課題・目標

当行が農産物流通事業に参画する目的は、北海道農業発展の一助になるということに尽きます。生産者からは自分たちが作ったものがどのように消費されているか、またどのような評価をされているかを知りたいという声が多く、新たな選択肢への期待は大きいと感じています。

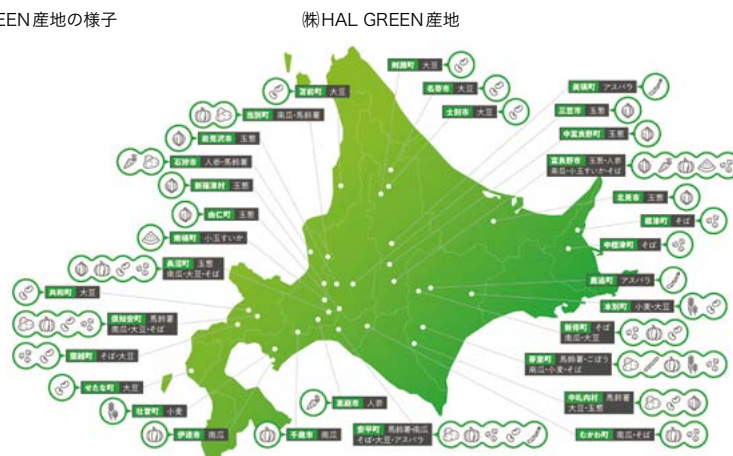
また、上記に加えて、近年北海道でも「農業者の担い手不足」や「耕作放棄地」の問題が深刻化しています。

農業は北海道の基幹産業であり、担い手不足や生産量の落込みは地域経済の衰退に直結します。付加価値のあるこだわった農産物の流通により北海道農業の更なる収益向上を図る環境を整え、持続可能な北海道農業の実現に貢献したいと考えています。

北海道農産物の流通事業は、JA系統の仕組みにより安定的な農産物の流通を可能としています。当行は系統流通の重要性を理解した上で、生産者の皆様に双方を上手く利用してもらうことを理想とし、地域活性化を目指していきたく思います。当行としては、これらの動きが全国の地域農業・経済の活性化に向けたモデルケースとなるよう取り組んでまいります。



(株)HAL GREEN産地の様子





愛媛銀行



地方創生の取組み

取組みの概要・特長

愛媛銀行は、2018年12月、四国中央市、住宅金融支援機構とともに、「四国中央市の空家等対策のための金融支援に係る連携協力協定」を締結しました。2019年9月には、伊予市とも協定を締結し連携の輪を広げています。

なお、空家対策に向けた自治体、住宅金融支援機構、金融機関三者による連携協定は、四国で初の取組みでした。

取組み実施の背景等

愛媛県の空家率は全国第7位（約13万戸、約18%：2019年9月総務省公表「2018住宅・土地統計調査」）で、地方創生に向けた課題として早急な対応が必要となっていました。

そこで、空家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策のための金融支援に係る連携協力協定」を締結し、自治体、住宅金融支援機構、当行の三者が相互の連携を強め、金融支援を中心に協力しながら、地域振興に寄与することを目指しました。空家対策の取組みは、SDGsの目標の1つである「住み続けられるまちづくり」に繋がっています。

当行は、地域社会への貢献をより強固なものとするため、2019年4月、金融サービスや連携を通じ、地域の

共通価値の創造、社会的課題の解決を目指す「愛媛銀行SDGs宣言」を公表しています。

取組みの成果

四国中央市と伊予市で、不動産や建設業等の関係者を対象とした「空家対策セミナー」を開催し、空家の現状や、空家を作らないための事業、金融支援などについて理解を深めました。また、四国中央市では、空家問題啓発ツールとして「空家問題体験すごろく」の作成に取り組み、試作版の完成に伴う「巨大すごろくによる実証デモンストレーション」を実施しております。

当行では、空家対策に向けた金融支援として、ノンリコース型リバースモーゲージ住宅ローンに加え、リコース型リバースモーゲージフリーローンの取扱いを開始するなど、金融商品の充実も図っています。

今後の課題・目標

三者による相乗効果をさらに高めていくとともに、他業態との連携も模索しながら、地域金融機関ならではの取組みを進めてまいります。

参考URL

https://www.himegin.co.jp/new_csr/20181213_2.html

https://www.himegin.co.jp/new_csr/20190920_1.html

https://www.himegin.co.jp/new_csr/20200210_1.html

https://www.himegin.co.jp/news/20190809_1.html



「四国中央市の空家等対策のための金融支援に係る連携協力協定」締結の様子



「伊予市空家の利活用及び発生予防のための金融支援に係る連携協力協定」締結の様子

8 SDGs の行内浸透に関する取り組み



りそなグループ



投融資先企業との対話・エンゲージメント

取り組みの概要・特長

りそなグループではお客さまとともに持続可能な社会の実現を目指すため、環境・社会課題をテーマとした建設的な対話やエンゲージメントを行っています。

【運用部門】

りそなグループの運用部門を担うりそなアセットマネジメントでは、世界のESG課題の解決や、中長期視点から企業の価値向上・持続的成長を促すため、投資先企業とのエンゲージメントを重ねています。ESGエンゲージメント方針のもと、企業に内在するリスクを低減するため、対象企業にとって対応の優先度が高いと思われるテーマを選定してエンゲージメントを実施しています。「サステナブルなパーム油の調達」「海洋プラスチック問題」「サステナブル・フード・サプライチェーン」等、様々なテーマを設定して対応しています。

【融資部門】

SDGsの普及により予想される社会の変革（＝ゲームチェンジ）への適切な対応を促すため、融資先企業との対話を行っています。環境・社会課題が企業に与える機会とリスクの両面や、CSR調達など社会的要請にもとづくサプライチェーンからの排除リスク等について記載したリーフレット「企業にも影響が大きいSDGs」を融資先企業に配布し、SDGsに代表される環境・社会課題を広く知っていただくことで、取引先企業の機会を伸ばしリスクを低減しています。

取り組み実施の背景等

【運用部門】

「責任投資にかかる基本方針」において、投資先企業の財務情報に加え、ESGにかかる課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析し、中長期的視点から企業の価値向上や持続的成長を促すこと、これらを通じて信託財産などの価値の増大に努めることを定めています。こうした中長期的な企業価値の実現と社会課題の解決の両立に積極的に関わり、持続可能

な社会の実現を目指す実効性の高いスチュワードシップ活動を推進していくことは、責任ある長期投資家としての重要な役割であると捉えています。

【融資部門】

りそなグループの主要顧客基盤である中堅・中小企業では、大企業に比べ、SDGsに代表される環境・社会課題が事業に及ぼすリスクについて知る機会が少ない傾向があります。そこでりそなグループでは、まず環境・社会課題を広く知っていただき、その先への対応を促していくため、融資先企業との対話を開始しました。この取り組みを継続、拡大、発展させていくことにより、お客さまの将来リスクを抑え、将来のビジネス機会の拡大に繋げていくことができると考えております。

取り組みの成果

【運用部門】

- ・環境省「第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」（投資家部門）において銅賞を受賞
- ・PRI（責任投資原則）の総合評価において2015年から最上位の「A+」評価を維持

今後の課題・目標

引き続き、投融資先企業との建設的な対話・エンゲージメントの実践を行い持続可能な社会の実現を目指してまいります。

社会的責任投資に向けた取り組み

<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/sustainability/management/investment/index.html>



「第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の様子



企業にも影響が大きいSDGs

有識者
コラム

2020年の SDGs/ESGを めぐる国内外の 動向 ～新型コロナウイルス 感染症拡大を踏まえて～

株式会社日本総合研究所
理事
足達英一郎



あだち ● えいいちろう
1986年一橋大学経済学部卒業後、
1990年株式会社日本総合研究所入
社。経営戦略研究部、技術研究部を
経て、現職。主に企業の社会的責任
の観点からの産業調査、企業評価を
手がける。ISO TC322 国内委員会
副委員長。



(注) 本稿は2021年1月末時点の情報にもとづき作成
しています。

パンデミックの世界的広がりとはSDGs

2020年は、新型コロナウイルス感染症という大きな危機に直面した年として記憶されるだろう。わが国厚生労働省から「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」が発表されたのが1月6日、「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について(1例目)」が公表されたのが1月16日である。それからほぼ1年の間に日本国内での感染者数は368,143例、死亡者は5,158名となった(2021年1月26日現在、厚生労働省)。世界でも、99,801,418例の感染、2,142,526人の死者に達しているとJohns Hopkins大学は推計している(2021年1月26日現在)。

2020年9月22日、米国・ニューヨークの国連本部では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択から5年が経過する機を捉え、アントニオ・グテーレス国連事務総長が「COVID-19は、世界の脆さを露呈させました。不平等の高まり、巨大な気候危機、社会的な分断の拡大、腐敗の蔓延などです。このパンデミックは、こうした不公正に付け込み、最弱な立場に置かれた人々を食いにし、数十年分の前進を帳消しにしてしまいました。貧困は30年ぶりに増大しています。人間開発の指標は悪化しています。私たちは持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた道から大きく外れています。」と危機感を露わにビデオ演説を行った。

「持続可能な開発目標(SDGs)報告2020」(日本語版制作:国連広報センター)は、新型コロナウイルス感染症の脅威を次のように分析している。①2020年には、新たに7,100万人が極度の貧困へと追いやられる、②2020年には、5歳未満の死者が数十万人増える可能性もある、③休校によって90%の児童・生徒は学校に通えず、教育分野での数年分の前進が帳消しに、④新型コロナウイルス感染症の予防に不可欠な基本的洗面設備がある小学校は、全体のわずか65%に過ぎない、⑤都市封鎖(ロックダウン)により、女性と女兒に対する暴力のリスクが増大しており、家庭内暴力の件数が30%増大している国もある、⑥新型コロナウイルス感染症の予防に最も効果的な手段であるにもかかわらず全世界で30億人が基本的な手洗いをする設備が自宅にない、⑦2020年には、1人当たりGDPが4.2%減少する見込み、⑧新型コロナウイルス感染症により、2020年第2四半期で4億人相当の仕事が失われるおそれもある、⑨新型コロナウイルス感染者の90%以上は都市部に存在しており、公共緑地

から徒歩で400メートル以内に暮らす人々は人口の47%のみである、⑩野生生物の違法取引が生態系を混乱させ、感染症の蔓延を助長している可能性が高い、⑪コロナ禍による休校で給食を食べられなくなった子どもは3億7,900万人に上る見込み、⑫世界の児童労働削減で見られた前進は20年ぶりに逆戻りする可能性が大きい、などである。

金融界と今回のパンデミック

日本の銀行では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い個人生活や経済活動に影響を被った事業者、団体、個人に向け、様々な取組を行ってきた。特別定額給付金や持続化給付金等の振込先事務、新型コロナウイルス感染症の発生による被害に係る特別融資の取扱い、新型コロナウイルス感染症の影響による資金需要や返済条件の変更の希望への対応、日本銀行が制定した「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」を活用した貸出などが、その主なものである。また、銀行から地方公共団体への寄付(定期預金の預金総額や私募債発行金額の一定金額を寄付するなどを含む)、医学研究・医療活動への寄付、奨学金支給団体への寄付なども積極的に実施された。

各銀行の新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応については、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会のホームページで開示がなされている^{*}。

日本国内のみならず世界各国でも、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動の収縮が顕著になる中で「経済活動の再開が本格化する動きを力強く後押しする」政策が様々な講じられた。ただ、過去の経済危機と比べて、経済活動の再開だけを優先させるのではなく、人の命や健康と経済活動との両立が重視されている点が今回の特徴であるといえるだろう。

全国銀行協会が会員銀行に尋ねた2020年の「SDGs/ESGに関するアンケート調査」(回答117行)では、「SDGsへの達成貢献やESG投資への対応を特段に意識した取組を行っていますか」という設問に対して、全体の90%が「行っている」と回答している。この割合は2019年調査の80%からさらに増大しており、新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下でも、わが国銀行界の社会的課題に対する姿勢が後退することはなかったと言ってよいであろう。

グローバルに見ても、Edelman社が世界の600の機

関投資家に見解を尋ねた調査(調査期間は2020年9月3日から10月9日)によれば、「92%の機関投資家が高いESG成績の企業には株価プレミアムが存在していると回答」、「88%の機関投資家がESGの観点で積極的な取組みを有する企業はそうでない企業に比べて長期的な収益力でより大きな機会を有していると回答」、「COVID-19の影響で、79%の機関投資家は当座、ESG基準の優先度は下がると回答しているものの、96%の機関投資家が状況の改善に伴ってESG基準の優先度は上昇すると回答」等の結果が得られている(The 2020 Edelman Trust Barometer Special Report、2020年11月17日発表)。

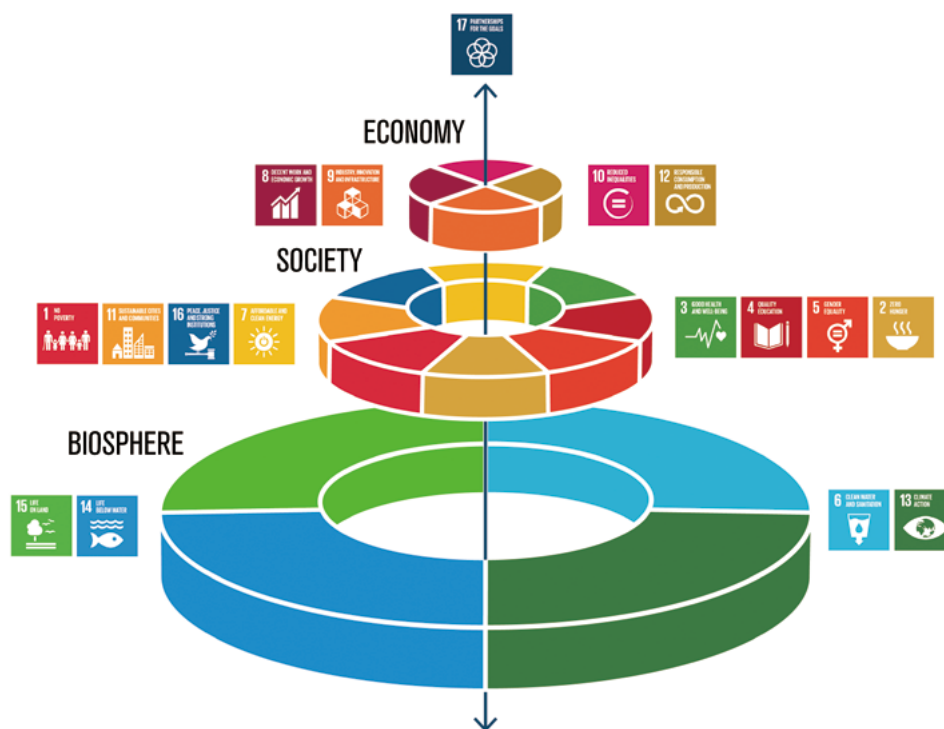
SDGsに関しては、2016年にストックホルム大学 Stockholm Resilience CentreのCarl Folke氏らが考案したWedding cake型の図示がよく知られている(次頁参照)。今回のパンデミックは、まさに経済的目標達成は基盤となっている社会的目標の達成が揺らいでいては実現せず、その社会的目標達成は基盤となっている生物圈的目標の達成が揺らいでいては実現しないことを、我々に再認識させることとなった。

脱炭素社会に向けた世界の動向

Wedding cake型のSDGsの図示で、最も基礎の部分にあたる生物圈的目標として「目標13：気候変動に具体的な対策を」がある。2020年、世界は新型コロナウイルス感染症という大きな危機に直面しながらも、この目標達成に向けて模索を続けた。

欧州連合は、2020年3月に「気候法案」、「循環経済行動計画」、5月には「農場から食卓へ戦略(ファーム・トゥ・フォーク・ストラテジー)」、「欧州生物多様性戦略(EUバイオ・ダイバーシティ・ストラテジー)」を公表した。7月には「欧州エネルギーシステム統合戦略」と「欧州水素戦略」も矢継ぎ早に登場した。10月の欧州議会では、欧州気候法案(European Climate Law)の審議で、2030年の温暖化ガス削減目標を現行40%削減(1990年比)から60%に引き上げる案を僅差で可決したことが注目された。最終的には、12月の欧州首脳会議で、2030年には1990年比で「少なくとも55%の削減」で政治合意した。これは、法的拘束力を持つEU全体としての削減目標となる。欧州気候法案は今後、EU理事会と欧州議会で審議され成立する見通しである。同時に、12月の欧州首脳会議では2021～2027年度の中期予算計画と復興基金の総額(約1兆8000億ユーロ=約230兆円)の最低でも30%は気候変動対策に充てることが確

Wedding cake型のSDGsの図示



(出所) Azote Images for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University

認されている。

中国では、習近平国家主席が2020年9月にニューヨークで開催された国連総会で演説し、二酸化炭素(CO₂)排出量を2030年までに減少に転じさせ、2060年までに「カーボンニュートラル」(CO₂の排出量と除去量を差し引き実質ゼロにする)を目指す」と表明した。中国政府は2035年をめどに新車販売のすべてを環境対応車にする方向で検討するという。50%を電気自動車(EV)を柱とする新エネルギー車とし、残りの50%を占めるガソリン車はすべてハイブリッド車(HV)にすると伝えられている。

わが国でも、2020年10月26日に第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説で「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」との発言がなされた。

米国でも、2021年1月20日に就任したバイデン大統領

は、選挙公約に「2050年までに100%のクリーンエネルギー経済と正味ゼロの排出量を達成する」、「炭素回収隔離技術の開発と展開を加速させる」、「パリ協定に復帰し、各国の気候目標の野心的引上げのため外交をリードする」、「気候と環境の義務を果たしていない国からの炭素集約型製品輸入には課徴金または数量割当てを課す」などを掲げており、就任早々には、パリ協定への復帰にかかる文書に署名するとともに、前政権が施行した環境関連の規則見直しや、温室効果ガスの排出基準改定などを関連省庁に指示する大統領令に署名した。

サステナブルファイナンスという考え方の浸透

こうした、脱炭素社会の実現に世界が大きく舵を切ろうとする中で、金融セクターには、その実現を資金面から支えるという極めて大きな役割が期待されるようになっている。

お金の余っている人とお金を必要としている人との間で資金の融通をすることが金融の本質であるとすれば、

「持続可能性に関する目標を達成するために金融サービスを適用する」サステナブルファイナンス(持続可能性のための金融)の意義は当然大きくなる。

欧州委員会は、サステナブルファイナンスを「投資意思決定の際に、環境、社会、ガバナンスに関する検討事項を考慮するプロセスを指し、長期的かつ持続可能な経済活動やプロジェクトへの投資を伸長させるもの」と表現しており、「投資」という言葉が狭すぎるくらいはあるが、政策意思決定者にとってサステナブルファイナンスは有力な目標達成手段であり、金融ビジネスを営む主体にとっては大きな資金需要を前提とした事業機会であると捉えることができる。他方で、金融ビジネスを営む主体にとって、自らのアセットに関して環境、社会、ガバナンスといった視点から、より一層のリスク管理を講じる必要もサステナブルファイナンスの意味するところだと言えるだろう。

サステナブルファイナンスに関する制度化施策で先行するのは欧州である。2018年3月に欧州委員会が採択した「持続可能な金融アクションプラン」をスタートにして、2019年12月に発出された「欧州グリーンディール」と題するコミュニケーション文書でも、サステナブルファイナンスは重要な柱の1つと位置づけられた。

2020年には総論、各論の両面で、欧州のサステナブルファイナンス制度化は着実な進展を見せた。まず総論についていえば、欧州委員会は「刷新されたサステナブルファイナンス戦略」を策定するとして、4月から7月まで意見聴取を実施した。上述のアクションプランは、欧州グリーンディールというコミュニケーション文書が発出される以前に取りまとめられていたこともあり、それとの整合を図ることや、持続可能な経済活動やプロジェクトに対する個人の資金誘導や、金融システムのリスク管理の側面をより強調したいという欧州委員会側の意図が存在している。ただし、当初、6～9月にコミュニケーション文書として発出される予定とされていた「刷新されたサステナブルファイナンス戦略」は未だ発表には至っていない。

アクションプランの10項目のうち、「タクソノミ(気候変動緩和および気候変動適応)」については、EU classification system for green investmentsという名称の委任規則として近日中に発効する予定である。内容案のパブコメは11月～12月にかけて実施され、46,591のコメントが寄せられている。また、10月には欧州委員会に「サステナブルファイナンス・プラットフォーム」が設置され、人権、消費者、労働者課題を扱う

「ソーシャル・タクソノミ」制定のための作業部会も設置されたと伝えられる。

グリーン金融商品の基準およびラベルの創設については、Minimum standards for climate benchmarksという名称の委任規則が7月に発効している。

サステナブルプロジェクトへの投資の促進についてはEU Green Bond Standardの最初の意見聴取が8月に完了しており、2021年3月までの法案提出を目指すと考えられる。

投資アドバイスの際のサステナビリティの組み込みについては、Obligation for insurance firms & brokers to advise clients on social & environmental aspectsほかの内容案パブコメが7月までに終了し、委任規則が念頭に置かれている。

サステナビリティベンチマークの開発については、Environmental, social and governance criteria (benchmarks)とMinimum standards for climate benchmarksという名称の委任規則が20年7月に発効している。

機関投資家およびアセットマネージャーの義務明確化についてはObligation for mutual funds to advise clients on social & environmental aspectsほかの内容案パブコメが7月までに終了し、委任規則が公表手前にある。

サステナビリティ情報開示の強化および会計基準の策定については、Obligation for certain companies to publish non-financial informationが9月までに最初の意見聴取を終了し、委任規則の内容案公開が待たれる段階にある。

最後に、Sustainable corporate governanceという名称の指令案も構想されており、2021年2月までの予定で2回目の意見聴取が行われている。

このほか、特徴的な動きとしては、EUタクソノミの国際共通化を目指す「サステナブルファイナンス国際プラットフォーム(IPSF)」が、10月に「共通タクソノミ作業チーム」を立ち上げたことが挙げられる。共同議長には中国とEUが就いた。

さらに、欧州中央銀行(ECB)が11月、EU域内の銀行向けに気候変動リスク対応の指針(ガイド)を公表したことも興味深い。指針では、2021年の初めに、各銀行が指針にもとづく自らの気候リスクの自己評価とそれにもとづく行動計画策定を実施することを求めている。2022年にはECBが銀行監督に際してそれを審査するとともに、気候リスク評価をストレステストにも組み込む

ことを打ち出している。

12月9日には、グリーンボンド原則等を公表している国際資本市場協会（ICMA）から、「トランジション・ファイナンス・ハンドブック」が公表された。

2017年12月に設立された気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS: Network for Greening the Financial System）の動きも気になるところである。2020年6月には、気候リスクを金融システムに組み込む共通気候シナリオを公表した。3つの基本シナリオと5つの代替シナリオから構成される内容である。加えて、監督当局が金融機関の抱える気候関連、環境リスクを取り込むための監督上の対応を求めるガイドを作成し、5つの勧告も提案した。なお、12月には米連邦準備理事会（FRB）がNGFSに正式加盟したと発表したことも付け加えておきたい。

日本国内の動きと銀行の課題

日本国内に目を転じると、2020年7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」には、「持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献」と題する項目が置かれ「今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する」、「ESG投資を推進する」等の文言が明記された。

3月の金融庁公表の日本版スチュワードシップ・コード再改定版は、機関投資家の行動指針（スチュワードシップ・コード）に「投資戦略に応じたESG要素を含む中長期的な持続可能性の考慮にもとづく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）などを進めるべき」、「投資戦略に応じて、サステナビリティに関する課題を考慮するか、考慮する場合にはどのように考慮するかについて明示すべき」等の表現を盛り込んだ。

7月に経済産業省から公表された「社外取締役の在り方に関する実務指針」では、社外取締役の5つの心得に「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させるためには、ESGやSDGsの視点を含め、グローバルな潮流も踏まえた持続可能性を意識しつつ経営を行うことが必要である。社外取締役としても、社内の人が気づきにくいこれらの視点を外部から取り込み、会社が持続可能な経営を行えるよう意見することが望まれる」との文章が入った。

経済産業省に設置された「環境イノベーションに向け

たファイナンスのあり方研究会」は、3月に「クライメート・トランジション・ファイナンスの考え方」と題する文書を、9月には「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」と題する文書を取りまとめて公表した。これら文書の特徴は、サステナブルファイナンスの対象を考える際、グリーンかそれ以外かの二項対立的な考え方ではなく、トランジション（移行）、グリーン、革新イノベーションの類型を想定して、これら類型の事業に同時にファイナンスがなされていくことが重要との主張にある。なお、2021年1月には、同省に「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を新たに設置し、トランジション・ボンド、ローン等による資金調達を行う際の国内基本指針の策定を行う予定であると発表されている。

環境省に設置されたESG金融ハイレベル・パネルも、2020年7月に「インパクトファイナンスの基本的考え方」を取りまとめ公表した。この「基本的考え方」は、インパクトファイナンスをESG金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込み主流化していくことを趣旨とし、その第一歩として、まずは大手金融機関、機関投資家における実践の促進を目的として作成されたとしている。具体的には、インパクトファイナンスの意義、満たすべき4つの要素や、取り組むに当たっての基本的な流れ等を整理している。

同パネル下には「ESG地域金融タスクフォース」が設置され、持続可能な社会の形成に向けた金融機関の役割について議論を行うとともに、ESG地域金融の普及展開に向けたビジョンを作成する作業を進めている。10月に公表された共通ビジョン（骨子案）は、「広範なステークホルダーとの協調の下、地域の持つ資源や課題を正しく認識し、環境・社会に起因するリスク・機会を面的に見据え、中長期的な視点から事業性評価を行うこと」、「自治体等との密な連携・協力関係のもとで地域の課題を洗い出した上で、そこに金融面からどうアプローチするかを定め、その意図および期待される結果・成果（インパクト）を可能な限り明確に把握・提示していくこと」を呼びかける内容となっている。なお、環境省では「地域ESG金融促進事業」を実施しており、2020年度は11の地域金融機関が採択されている。

2019年に内閣府が構想した「地方創生SDGs金融フレームワーク」というコンセプトで、複数の適用事例が誕生してきたことも2020年の動きだった。これは、地方公共団体が、SDGsや地域課題の解決に取り組む地域

事業者の登録・認証を行い、地域金融機関が、登録された地域事業者を対象に金融支援ができる仕組みを構築するというものである。ESGやSDGsに関心ある機関投資家、大手銀行・証券が、当該自治体や地域金融機関に対してSDGs/ESG投融資枠から資金を振り向けるという要素も前提とされている。

2020年12月25日には、経済産業省から「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が公表された。14の重要分野ごとに、現状の課題と今後の取組を明記するとともに、予算、税、規制改革・標準化、国際連携などの政策を盛り込んだ実行計画と位置づけられている。金融に関する記述では、「カーボンニュートラルに向けたファイナンス資金、すなわち国内外の成長資金が、カーボンニュートラルの実現に貢献する高い技術・潜在力を有した日本企業の取組に活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮するような環境整備が必要である」との文章が盛り込まれている。

金融庁は「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、①金融機関によるサステナブルファイナンス推進のあり方、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会提供のあり方、③上場企業の気候関連開示のあり方などについての議論を2021年1月21日から開始している。わが国の基本的な考え方をG7、G20の場で各国に発信していくとともに、必要な政策は、今後の成長戦略にも反映したいとしている。また、同有識者会議の下に、ソーシャルボンドの実務指針を検討する会議体を設置することを予定している。

このようにしてみると、日本国内でもSDGs/ESGを配慮に入れた金融活動もしくはサステナブルファイナンスの追い風となるような環境整備が進み、実際に、その取組は新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても継続的に進展したと言えるだろう。

2021年には、第204回国会に「地球温暖化対策推進法」の改正案が提出される見通しである。法律の条文に「パリ協定の目標（2℃・1.5℃）や脱炭素社会の実現など地球温暖化対策の長期的方向性」が位置づけられるか、

「2050年カーボンニュートラル」について法に位置づけられるかが焦点となる。あわせて、「算定・報告・公表制度により報告された情報が投資家、地方公共団体、消費者、事業者等にできるだけ活用されるようにすることで事業者の取組を促進するとともに、地域の事業者への脱炭素経営の普及を図っていくことが重要」との議論がなされており、「電子システムによる報告を原則とし、また、事業所等の情報について、開示請求の手続なく公表する」という方向性が盛り込まれるかも焦点となる。企業側の積極的な取組の見える化のため、任意報告を充実させるべきとしたうえで、「将来的には、報告事項のあり方を含め、脱炭素社会の実現に資する算定・報告・公表制度のあり方について、引き続き検討すべき」とした環境省「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」の2020年12月の提言（「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」）が、どの程度実現されていくかは、わが国のサステナブルファイナンスの進展度合いを左右するものとして注目される。

また、2021年夏には、エネルギー政策基本法にもとづきエネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」が改定されるスケジュールで議論が進んでいる。

これらは、いずれもサステナブルファイナンスの対象となるアセットの適格性(Bankability)を左右するものとなるだろう。

日本の銀行界にあっても、例えば、気候リスクが各銀行の保有資産にどのような影響を及ぼすかを試算するシナリオ分析とストレステストが要請される可能性は十分にある。また、英国が2020年11月に決定したように、TCFD提言にもとづいた情報開示が義務化される可能性も長期的には十分にある。サステナブルファイナンスの潮流は、世界的に一層広がっていく方向にあり、国際共通化が志向されることも間違いないであろう。海外と国内との温度感にギャップがあるからと手を緩めてしまうのではなく、長い目で着実に準備を進めておくことが有効であろう。

※全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/covid19-jbamembers/>
全国地方銀行協会：https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1673
第二地方銀行協会：https://www.dainichiginkyo.or.jp/dcms_media/other/20200310.pdf

